

令和元年川西町議会

第4回定例会会議録

開会 令和元年12月 9日

閉会 令和元年12月20日

令和元年川西町議会
第4回定例会会議録

(第 1 号)

令和元年12月9日

令和元年川西町議会第4回定例会会議録（開 会）

招集年月日	令和元年12月9日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	令和元年12月9日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松井 宏至 2番 弓仲 利博 3番 福山 臣尾 4番 堀 格 5番 松村 定則 6番 安井 知子 7番 福西 広理 8番 伊藤 彰夫 9番 石田 三郎 10番 寺澤 秀和 11番 中嶋 正澄 12番 芝 和也	
欠席議員		
地方自治法第 121条の 規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町長 竹村 匡正 副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和 総務担当理事 西村 俊哉 教委事務局長 奥 隆至 会計管理者 福本 誠治 総務課長 石田 知孝 総合政策課長 喜多 勲 税務課長 西川 直明 事業課長 山口 尚亮 健康福祉課長 吉岡 秀樹 住民保険課長 大西 成弘 長寿介護課長 岡田 充浩	
	監査委員 西田 亜希子	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長 中川 辰也 モニター係 奥田 好志	
本日の会議に 付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名 議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	7番 福西 広理 議員	9番 石田 三郎 議員

川西町議会第4回定例会(議事日程)

令和元年 12 月 9 日(月) 午前10時00分開会

日 程	議案番号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		会期の決定
第 3	報告第 11 号	諸報告 定期監査報告について
第 4	議案第 46 号	令和元年度(平成 31 年度)川西町一般会計補正予算について
第 5	議案第 47 号	令和元年度(平成 31 年度)川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第 6	議案第 48 号	令和元年度(平成 31 年度)川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第 7	議案第 49 号	令和元年度(平成 31 年度)川西町水道事業会計補正予算について
第 8	議案第 50 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第 9	議案第 51 号	一般職の職員の給与に関する条例及び職員の旅費に関する条例の一部改正について
第 10	議案第 52 号	川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 11	議案第 53 号	川西町企業立地促進条例の全部改正について
第 12	議案第 54 号	川西町消防団条例の一部改正について
第 13	議案第 55 号	定住自立圏の形成に関する協定書の一部変更について

(午前 10 時 00 分 開会)

議長 (伊藤彰夫君) 皆さん、おはようございます。

これより令和元年川西町議会第 4 回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 12 名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町議長 (竹村正匡君) 議員の皆様、おはようございます。

本日ここに、令和元年川西町議会第 4 回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会に提案し、御審議をお願いするのは、令和元年度一般会計、特別会計及び事業会計の補正予算 4 件、条例の一部改正などの条例関係案 5 件、協定書の一部変更案 1 件の計 10 件でございます。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 (伊藤彰夫君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、7 番 福西広理君、9 番 石田三郎君を指名いたします。

日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より 20 日までの 12 日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (伊藤彰夫君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より 20 日までの 12 日間と決定いたします。

日程第 3、諸報告に入ります。

行政報告として、報告第 11 号、令和元年 9 月から令和元年 11 月期までの例月出納検査の結果報告が提出されておりますので、西田監査委員より報告を求めます。

西田監査委員。

監査委員 (西田亜希子君) 監査報告。

令和元年 9 月から令和元年 11 月期に実施しました例月監査の結果を御報告申し上げます。

福西監査委員とともに、地方自治法第 235 条の 2 第 1 項並びに地方公営企業法第 27 条の 2 第 1 項の規定により、令和元年度の川西町一般会計及び特別会計並びに企業会計の出納及び予算の執行状況につきまし

て、会計管理者並びに事業課長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などについては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、ここに御報告申し上げます。

令和元年12月9日

監査委員 西田 亜希子

議長（伊藤彰夫君） 諸報告が終わりました。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第4、議案第46号、令和元年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第13、議案第55号、定住自立圏の形成に関する協定書の一部変更についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれましては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤彰夫君） 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

お諮りいたします。

日程第4、議案第46号、令和元年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第13、議案第55号、定住自立圏の形成に関する協定書の一部変更についてまでの10議案を一括上程したいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤彰夫君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町長（竹村正匡君） それでは、今議会に上程いたしました議案等の提案要旨について御説明いたします。

議案第46号から議案第55号までの令和元年度の一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険事業勘定特別会計、水道事業会計及び条例の改正等について御説明いたします。

まず、議案第46号、令和元年度川西町一般会計補正予算についてでございます。

3.歳出の部でございます。12ページをお開きください。

款2.総務費から、15ページ、款6.土木費までの職員手当につきましては、年度途中での職員の退職等によることなど、当初目標としておりました時間外勤務時間以内での業務執行が困難となったことに伴い、時間外勤務手当が増える見込みのため、人件費として総額562万8,000円

の増額をお願いするものでございます。

その他人件費以外につきましては、款 2. 総務費 項 1. 総務管理費 目 4. 企画費におきまして、ふるさと応援寄附金の上方修正が見込めることに伴う返礼品及び郵送料、クレジット決済事務委託経費、その他合わせて 706 万円でございます。

次に、目 12. 諸費におきまして、工業ゾーン移転物件の前払い金の増に伴う土地開発公社への貸付金 8,000 万円、目 13. 基金費におきまして、先ほど申し上げましたふるさと応援寄附金の見込み増と駅前整備の公債費負担県補助をふるさと応援基金及び減債基金にそれぞれ 898 万円積み立てるものでございます。

続きまして、項 2. 徴税費 目 1. 税務総務費におきまして、年度途中での職員退職に伴うアルバイト賃金 48 万円でございます。

総務費の合計につきましては、人件費と合わせまして 1 億 753 万 8,000 円の増額をお願いするものでございます。

次に、13 ページに移りまして、款 3. 民生費 項 1. 社会福祉費 目 1. 社会福祉総務費におきましては、施設入所者の増などによる入所支援、施設介護などの障害関係給付費負担金 691 万円、人件費の増に伴う国保特会、介護特会への繰出金への増、合わせて 158 万円、次に、目 2. 国民年金事務取扱費については、人件費のみ、目 4. 福祉医療費におきましては、重度心身障害者の医療費の増、受給対象の増に伴う子ども医療費の増などによる医療費扶助 240 万円、次に、目 5. 国民健康保険医療助成費におきまして、主に 5 割軽減の被保険者数の増による国保特会への基盤安定に係る繰出金 40 万円、次に、目 7. 後期高齢者医療費におきまして、前年度決算に伴う広域連合への療養給付負担金の精算として 425 万円、続いて、項 2. 児童福祉費 目 2. 児童措置費におきまして、子ども園における受け入れ障害児童数が増加したことなどによる補助金 367 万円の増額及び前年度の子どものための教育・保育給付費国庫負担金、施設給付県負担金、子ども・子育て支援交付金の精算に伴う返還金の 71 万円の追加。以上、民生費の合計といたしまして、人件費と合わせまして 2,029 万 2,000 円の増額をお願いするものでございます。

ページが変わりまして、14 ページ、款 4. 衛生費 項 1. 保健衛生費 目 2. 予防費につきましては、新たに国庫補助が決定したことによる財源更正でございます。

次に、目 4. 保健センター費におきましては、乳幼児健診受診の有無などの母子保健情報の利活用に係る健康管理システムの改修費用 296 万円及び消費増税に係る清掃委託料の増額 1 万円、衛生費の合計といたしまして 297 万 9,000 円の増額をお願いするものでございます。

次に、款 5. 農商工業費 項 1. 農業費 目 3. 農業振興費におきましては、新たに認定新規就農者が選定されたことに伴う農業次世代人材投資資金 7

5万円の交付、次に、項2.商工費 目2.商工業振興費において、工業ゾーン用地の企業選定の判断基準の一部となる企業情報の調査費用として33万円。以上、農商工業費の合計といたしまして、108万円の増額をお願いするものでございます。

次に、14ページから15ページにかけまして、款6.土木費においては、人件費のみ。合計といたしまして、256万4,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款8.教育費 項1.教育総務費 目2.事務局費におきまして、学校給食の公会計化に伴う事務処理の効率化のための学校給食収納管理システム構築費用59万円、続きまして、項7.保健体育費 目3.給食運営費におきまして、幼児教育無償化に伴う給食牛乳の購入費用29万円の増額。給食費の合計といたしまして、89万円の増額をお願いするものです。

9ページにお戻りください。2.歳入の部でございます。

款1.町税 項1.町民税 目2.法人におきまして、前年度において滞納が発生しましたので、予算に滞納繰り越し分13万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款10.地方交付税におきまして、普通交付税の額の決定に伴い、2,206万6,000円の増額をお願いするものです。

次に、款12.分担金及び負担金 項1.負担金 目2.教育費負担金におきまして、先ほど申し上げました幼児教育の無償化に伴い、全額自己負担であった幼稚園給食費の一部が免除されることによる減額6万円、給食材料費の幼稚園教諭負担の明確化のため、新たに3万円の計上、次に、款14.国庫支出金 項1.国庫負担金 目1.民生費国庫負担金におきまして、障害関係給付費国庫負担金の増及び国民健康保険基盤安定に係る国庫負担金の減、差し引き279万円の増額、10ページに移りまして、項2.国庫補助金におきましては、目2.民生費国庫補助金として、延長保育の見込み減などによる子ども・子育て支援交付金25万7,000円の減額及び目3.衛生費国庫補助金として、歳出で申し上げました健康管理システム改修に係る補助79万4,000円並びに新たに採択された緊急風疹抗体検査補助88万5,000円をお願いするものでございます。

次に、款15.県支出金 項1.県負担金 目1.民生費県負担金におきましては、さきの国庫負担金と同様、障害関係給付及び国民健康保険医療費助成に係る県負担金270万3,000円の増、次に、項2.県補助金 目1.総務費県補助金におきましては、歳出で申し上げました駅前整備に係る公債費補助として、まちづくり事業償還金補助898万5,000円、目2.民生費県補助金におきましては、実績見込みに合わせた保育関係補助の減額56万5,000円、重度心身など福祉医療費の今年度見込みに合わせた補助金の追加分として120万円、差し引き63万5,000円の増、目4.農商工業費県補助金につきましては、認定新規就農者に係る

農業次世代人材投資補助 75 万円の追加、次に、項 3. 委託金におきまして、市町村事務処理交付金の確定による減 6,000 円をお願いするものでございます。

次に、款 17 項 1. 寄附金 目 2. ふるさと応援寄附金におきまして、見込める寄附額の上方修正により、1,499 万 8,000 円の増額をお願いするものでございます。

次に、款 18. 繰入金 項 2. 他会計繰入金 目 1. 土地開発基金繰入金におきまして、土地開発公社への貸付金の財源とするため、8,000 万円の取り崩し増額をお願いするものでございます。

次に、款 21 項 1. 町債 目 3. 土木債について、道路長寿命化・維持補修の事業費の増に伴い、公共施設等適正管理推進事業債の 90 万円の増額をお願いするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ 1 億 3,534 万 3,000 円の増額補正をお願いするもので、これにより、令和元年度川西町一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 59 億 2,309 万 4,000 円となります。

次に、議案第 47 号、令和元年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

5 ページをお開きください。3. 歳出の部でございます。

款 1. 総務費 項 1. 総務管理費 目 1. 一般管理費におきまして、人件費の組みかえ及び住基の中の外国人の在留資格関係情報を国保情報集約システムに転送するためのシステム改修並びに被保険者番号の付番を既存の世帯単位から個人単位に変更するためのシステム改修経費、合わせて 1,317 万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款 5. 保健事業費 項 1 目 1. 特定健康診査等事業費におきまして、人件費の適正な予算費目への組みかえを行うため、831 万 5,000 円の減額をお願いするものでございます。

4 ページにお戻りください。2. 歳入の部でございます。

款 3. 県支出金 項 1. 県補助金におきまして、歳出で説明いたしましたシステム改修費に対する補助金、合わせて 355 万 4,000 円の増額をお願いするものでございます。

款 6. 繰入金 項 1. 他会計繰入金におきまして、法定軽減分に係る保険基盤安定負担金及び人件費の増として、一般会計繰入金として 170 万 9,000 円の増、項 2. 基金繰入金におきまして、財源の調整といたしまして 40 万 8,000 円の減額をお願いするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ 485 万 5,000 円の増額補正をお願いするもので、これにより、令和元年度川西町国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10 億 70 万 1,000 円となります。

次に、議案第 48 号、令和元年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

4 ページをお開きください。下段の 3. 歳出の部でございます。

款 1. 総務費 項 1. 総務管理費におきましては、人件費の増 28 万 7,000 円の増額をお願いするものでございます。

上段の 2. 歳入の部でございます。

款 8. 繰入金におきましては、人件費に係り、一般会計からの繰り入れ 28 万 7,000 円の増額をお願いするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ 28 万 7,000 円の増額補正をお願いするもので、これにより、令和元年度川西町介護保険事業勘定特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ 9 億 1,718 万 4,000 円となります。

次に、議案第 49 号、令和元年度川西町水道事業会計補正予算についてでございます。

2 ページをお開きください。下段の収益的支出でございます。

款 1. 水道事業費用 項 1. 営業費用 目 1. 原水及び上水費におきまして、現状実績により県水受水費を上方修正し、1,485 万円の増額及び時間外勤務手当 49 万円の増額、項 2. 営業外費用 目 3. 消費税及び地方消費税におきまして、消費税の引き上げに伴い、431 万 5,000 円の増額をお願いするものでございます。

上段の収益的収入につきましては、収益的支出においてと同様、消費税の引き上げに伴う消費税の還付を再計算し、308 万 7,000 円の減額をお願いするものでございます。

以上により、収益的収入 第 1 款水道事業収益は、2 億 7,965 万 8,000 円、収益的支出 第 1 款水道事業費用は、5 億 6,128 万円となるものでございます。

以上が、令和元年度補正予算関係でございます。

続きまして、条例の改正等、予算外議案について御説明いたします。

議案第 50 号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

2 枚目、「条例の概要」をお開き願います。

これは、非常勤職員の育児休業について国家公務員に準じて制度化するために、条例の一部を改正するものでございます。

令和 2 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

次に、議案第 51 号、一般職の職員の給与に関する条例及び職員の旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

2 枚目、「条例の概要」をお開き願います。

これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による地方公務員法の一部改正に伴い、表記の各条例中の職員の欠格事項の一部を改正するものでございます。

施行日については、法の趣旨を踏まえ、法と同一の令和元年 12 月 14 日に遡及して適用するものでございます。

次に、議案第５２号、川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

２枚目、「条例の概要」をお開き願います。

これにつきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に基づき、幼児教育・保育の無償化に伴う食事費用の取り扱い変更並びに文言訂正及び追加を行うために条例の一部を改正するものでございます。

当該条例は、公布の日からの施行といたします。

次に、議案第５３号、川西町企業立地促進条例の全部改正についてでございます。

２枚目、「条例の概要」をお開き願います。

これにつきましては、目下進めております産業用地の創出にあわせて、企業にとって進出先として魅力のある要件整備を行うもので、主なものとして、償却資産に係る固定資産税額の７５％を奨励金として３年間交付するなど、企業誘致のための奨励措置及び地域経済牽引事業との関連性を明確にするため、現在の当該条例の全般にわたって改正するものでございます。

施行日につきましては、唐院工業団地の拡張エリアに立地する企業を対象とすることから、分譲年度に施行期日を合わせ、令和４年４月１日からの施行といたします。

次に、議案第５４号、川西町消防団条例の一部改正についてでございます。

２枚目、「条例の概要」をお開き願います。

これにつきましては、主に議案第５１号でも申し上げましたが、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成２８年５月に施行されたことに基づく地方公務員法の改正で地方公務員の欠格事項が見直され、それに準じて、消防団員の欠格事項の改正のため、当該条例の一部を改正するものでございます。

当該条例については、令和２年１月１日から施行いたします。

次に、議案第５５号、定住自立圏の形成に関する協定書の一部変更についてでございます。

２枚目の「概要」をお開き願います。

これは、本年度で計画期間が終了となる大和まほろば広域定住自立圏共生ビジョンに続く第２次共生ビジョンの策定に伴い協定項目を見直し、現行協定の教育政策の分野に新たに文化財保護及び利活用の推進の項目の追加及び道路等の交通インフラ整備の削除について御同意を願うものでございます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（伊藤彰夫君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの各議案については、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤彰夫君） 異議なしと認め、厚生、総務・建設経済各常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の開催は、通知のとおりですので、お願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会し、あすは休会とし、12月11日水曜日午前9時に再開いたします。

ありがとうございました。

（午前10時31分 散会）

令和元年川西町議会
第4回定例会会議録

(第 2 号)

令和元年12月11日

令和元年川西町議会第4回定例会会議録（再開）

招集年月日	令和元年12月11日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	令和元年12月11日 午前9時 宣告	
出席議員	2 番 弓 仲 利 博 3 番 福 山 臣 尾 4 番 堀 格 5 番 松 村 定 則 6 番 安 井 知 子 7 番 福 西 広 理 8 番 伊 藤 彰 夫 9 番 石 田 三 郎 10 番 寺 澤 秀 和 11 番 中 嶋 正 澄 12 番 芝 和 也	
欠 席 議 員	1 番 松 井 宏 至	
地方自治法第 121条の 規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町 長 竹村 匡正 副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和 総務担当理事 西村 俊哉 教委事務局長 奥 隆至 会計管理者 福本 誠治 総務課長 石田 知孝 総合政策課長 喜多 勲 税務課長 西川 直明 事業課長 山口 尚亮 健康福祉課長 吉岡 秀樹 住民保険課長 大西 成弘 長寿介護課長 岡田 充浩	
	監査委員 出席なし	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長 中川 辰也 モニター係 中村 友希	
本日の会議に 付した事件	別紙議事日程に同じ	
会 議 録 署 名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
議員の氏名	7 番 福 西 広 理 議員	9 番 石 田 三 郎 議員

川西町議会第4回定例会(議事日程)

令和元年 12 月 11 日(水)午前9時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		一般質問
第2		総括質疑

(午前9時00分 再開)

議長（伊藤彰夫君） 皆さん、おはようございます。

これより令和元年川西町議会第4回定例会を再開いたします。

会議に先立ち、1番 松井宏至議員より欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

それでは、質問通告順により順次質問を許します。

6番 安井知子君。

6番議員（安井知子君） おはようございます。議長の許可を得まして、一般質問させていただきます。

1、川西町庁舎のタイルの傷みについて。

川西町庁舎は、昭和62年11月15日竣工、10億2,740万円にて株式会社奥村組施行、起債額5億7,780万円で、現在、起債残高ゼロ円、帳簿残存価格4億720万円です。

竣工から33年がたっていますが、前、横のタイルは見苦しく剥がれています。私ども、もっと古い建物のタイルでも1枚も剥がれていません。欠陥工事と言われても仕方がないかと思えます。行政の入札工事であるため、そのときとして十分な価格であったはずと思えます。この状態を仕方ないと諦めるのか、欠陥工事として追求するのか。町民の税金を使つての事業です。責任の所在を考えるべきと思いますが、いかがお考えですか。

少なくとも今後の入札業者として認めるべきでないと思えます。

他にも行政の入札工事で業者が落札し、丸投げする、これも認めるべきでないと考えます。

いろいろ問題があろうかと思われそうですが、仕事は責任と結果が大切。今後、駅周辺整備事業、工業ゾーン創出事業の2大プロジェクトも控えています。行政としての後責任も十分考え、契約時の締結事項を細部に至るまで決めておくべきです。いかがお考えですか。

2、川西町永年在職者表彰について。

現在、川西町の永年在職者表彰は15年となっております。今後、この年数はそぐわないのでは。理由として、自営業・自由業は別として、一般サラリーマンの定年が60歳から65歳に引き上げられています。また、年金は65歳まで全額支給されていません。なお、自民党内では定年を70歳にと真剣に検討されています。現行では、本人希望で70歳まで継続して仕事をすると、通常の1.4倍で支給されます。このことから、70歳定年制になることは容易に推測されます。

そうすると、自治会役員になる人材がおおむね70歳以上と考えられます。85歳まで健康で役員をできるかが心配です。自営業・自由業の

方もおおむね同様のことが言えます。

したがって、現行表彰制度を改め、５年、１０年で表彰されてはいかがですか。

参考に、表彰する省庁は異なるが、農業委員会は９年、民生委員は６年、消防関係は在職年数に対し各名称をつけ、随時表彰しています。

老後、表彰されたことを追憶しつつ余生を送るのも一興ではないでしょうか。いかがお考えですか。

終わります。

議
町

長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

長（竹村匡正君） それでは、安井議員の御質問にお答えいたします。

１つ目の御質問、川西町庁舎のタイルの傷みについてでございます。

近年、建設業界の厳しい経営状況などを背景に、建設工事の品質について懸念を抱かざるを得ない状況が生じており、建設工事の品質を確保し、発注者を保護するためには、技術力のある建設業者の選定、適切な監督・検査はもとより、目的物引き渡し後の担保手段として、必要十分な期間、瑕疵担保責任を問えることが必要であるとも言われております。

一方、議員御指摘の本町における庁舎の外壁タイルの剥がれの施工業者への瑕疵についてでございますが、現在、我が国の公共工事における瑕疵担保責任については、民法が定める請負者の故意、重過失による瑕疵については１０年となっており、この期間中には本庁舎タイルのは剥がれが確認されていないことから、議員御指摘の事案につきましては、経年劣化によるものと考えております。

また、本町といたしましても、３３年が経過する庁舎や町が保有しております公共施設を、限られた財源の中、人口動態、各施設の利用状況を踏まえ、長期的視点に立った適正な対策を計画的に進めていくため、川西町公共施設等総合管理計画の個別計画を策定する準備を進めているところでございます。

次に、一括下請負、いわゆる丸投げについてでございますが、議員のお述べのとおり、建設業法第２２条において、「一括して他人に請け負わせてはならない」とされており、一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設業者に寄せた信頼を裏切ることとなることなどから、禁止されております。

しかし、請け負った建設工事の主たる部分を一括して下請負させる場合であっても、当該下請負させた部分の施工につき実質的に関与しているれば、一括下請負には該当しませんが、単に現場に技術者を置いているというだけでは実質的に関与しているとは言えないため、一括下請負に該当します。実質的に関与しているとの判断がされるためには、自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を実際に行っていることが必要です。

町発注事業の現状を見ますと、町内事業者の場合、奈良県の指名ランクを参考に町のランク付けを行い、業者選定等審査会での審議を経て指名業者を決定し、入札執行しておりますが、専門的業種の場合においては、下請で施工せざるを得ない事業もあることから、下請契約書、施工計画書等の提出書類を審査し、適宜指導を行い、町内業者育成に取り組んでおります。請負業者におきましても、元請としての責任を持って事業に携わっていただきたいと思いますところでございます。

駅周辺整備事業、工業ゾーン創出事業実施に伴う事業発注手法については決定しておりませんが、高額な事業費となることから、参加業者の経営審査、総合評価値等の入札条件を設定するなど、慎重かつ適正な事業者の選定に努めたいと考えているところでございます。

今後は、公共施設等総合管理計画をもとに、施設ごとにどのような老朽化対策を行っていくべきか検討するため、利用状況や維持費用等进行分析する共通チェックシートを作成し、適切に評価していくことにより、統廃合を含めた施設の補修、建替えの計画を立てていきたいと考えております。

2つ目の御質問、川西町永年在職者表彰についてでございますが、現在本町が行っております功労者等の表彰につきましては、川西町表彰条例の定めるところにより、本町のまちづくりにそれぞれの分野で活躍し、長年御尽力いただいた方に対して、その功績をたたえとともに、今後ますますの活躍を願い、表彰いたしているところでございます。

表彰される方につきましては、本町を運営するための重要な役割を担っていただいております各種団体などに加入していただき、地域に根づいたさまざまな活動に御参加もいただくなど、本町の発展を支える原動力であることが実感されるところでありますことから、議員御質問のように、表彰基準につきましては、今後皆様方の御意見を参考としながら、仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤彰夫君） 安井知子君。

6番議員（安井知子君） タイル張りの瑕疵が10年とは、大変驚きました。杉、ヒノキ、トガ板を張っても30年は剥がれないですよ。私以外の町民の皆様が、川西町庁舎のタイルの剥がれは仕方ないと思われるのでしょうか。そのような現実で、日本の経済の発展がよくここまで来たと、再度驚いています。

最後に、このタイルがいつまた剥がれるかわからない。今後、剥がれ落ちるとき、人身事故が発生しないか心配です。

2大プロジェクトを抱える今日、予算のこともあろうかと思いますが、改修や修繕を考える余地はあるのではないのでしょうか。

終わります。

議 長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） 今、安井議員がお述べになられた心配事につきましては、重々承知しておるところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、これから公共施設等総合管理計画の個別計画を作成する予定でございますので、そういったことも加味しながら、しっかりと検討してまいりたいと思いますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長（伊藤彰夫君） 5 番 松村定則君。

5 番 議員（松村定則君） おはようございます。5 番 松村定則であります。

議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

不登校児童生徒へのサポート体制について。

平成30年度文部科学省の児童生徒の問題行動・不登校等についての調査では、全国小中学生約16万人が不登校となっています。年間30日以上欠席する不登校の児童生徒は年々増加し、今年度、川西小学校では5人、式下中学校では10人おり、これも深刻な数字であります。

子どもの不登校は、学校での人間関係や勉強の問題、家族間の問題、そして、一番の難しさは、原因が特定しにくいことにあります。学習障害、自閉症スペクトラム、ADHD（注意欠陥多動性障害）などの発達障害と不登校は密接な関係にあるとも聞いております。いじめや嫌がらせについても、発達障害による周囲との協調性の欠如が原因やきっかけになっている可能性は大いにあります。集団行動を苦手とする発達障害児にとっては、学校は恐怖の対象にもなり得ます。

不登校は、本人が学校へ行きたくないというわけではなく、周囲からの問題などで不登校になるケースが多く、学校に行けないのは本人が一番つらいと思っております。

本年10月に就任されました橋本教育長は、長きにわたり教員として、学校長として、教育研究所でのスーパーバイザーとして県下各地を回られ、奈良県の教育には造詣が深いと理解しております。

そこで、川西町の学校教育の現状についてどう捉え、今後の指導方法についてどのように考えておられるか、お伺いいたします。

以上、よろしくお願いします。

議 長（伊藤彰夫君） 橋本教育長。

教 育 長（橋本宗和君） 松村議員の御質問にお答えします。

まず、不登校の全国的な状況から申し上げますと、文部科学省が10月17日に発表した2018年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果では、病気などを含めた年間30日以上長期欠席をした児童生徒数が32万791人と、30万人を突破しております。そのうち、不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あ

るいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的理由によるものを除く）を指します。この不登校状態にある者が小中学校で16万4,528人と、前年度から2万497人増加し、6年連続で過去最多を更新しています。

20年前と比較しますと、児童生徒総数は約1,200万人から970万人に2割減少しています。しかし、不登校児童生徒数は、12万7,000人から16万4,000人と、約3割増加しています。

小中学校での不登校の要因については、家庭に係る状況37.6%、いじめを除く友人関係をめぐる問題27.8%、学業の不振21.6%が多く、さらに、本人に係る要因では、不安の傾向がある33.3%、無気力の傾向がある29.1%が高くなっています。

このような全国的な傾向の中で、本町の不登校の状況を申し上げますと、川西小学校の昨年度の不登校児童数は2名でした。小学校における1,000人当たりの不登校児童数を比較してみると、全国が7.0人、奈良県が6.2人、川西小学校が5.0人となっています。今年度、現時点での川西小学校の不登校児童数は3名です。不登校児童に対してのサポート体制としては、校内進路保障委員会で検討して基本方針を決め、担任、子どもと親の相談員、人権教育推進教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携しながら、当該児童の心のケアや保護者との面談を行い、場面によっては居場所づくりを積極的に行いながら、自立に向けた取り組みを進めているところです。

一方、式下中学校の昨年度の不登校生徒数は11名でした。中学校における1,000人当たりの不登校生徒数を比較してみると、全国が36.5人、奈良県が33.3人、式下中学校が32.0人となっています。今年度、現時点での式下中学校の不登校生徒数は11名です。中学校では、不登校生徒へのサポート体制として、心の教室相談員、人権教育推進教員、養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が担任教諭と連携・協働しながら、その体制を整えています。

また、当該生徒への指導体制の充実を図るため、別室登校のできる教室「STEP」を確保し、複数名の別室登校ができるようにしています。そのための支援策として、臨床心理学を専攻する大学生や教員を目指す大学生を不登校支援スタッフとして採用し、通常の教室ではなく、別室登校での教科学習の支援に充てています。

学校での対応は以上ですが、社会教育分野におきましては、すばる子どもセンターの施設を利用して、午前中等の時間帯に不登校支援事業、子どもの居場所・川西町フリースペース「きらり」を開設し、対象児童の特性に合った、自然体で過ごせる体験活動中心に取り組んでいます。この「きらり」への受け入れは、年度初めに「子どもセンターだより」を全ての子どもに配布して、保護者からの連絡により対応してい

ます。今年度は男子児童1名が入所し、学校や保護者との相談をもとに活動を展開しています。

このように、本町における不登校児童生徒へのサポート体制は、その渦中で困り、葛藤を続ける児童生徒に対して、繊細な心的理解とぬくもりのあるかかわりによって進められています。議員御指摘のように、不登校の原因は特定化できるものではなく、さまざまな要因が絡み合い、動けない状況にあるものと理解しています。一人一人のケースには違いがありますが、今後もの確なアセスメントとカウンセリングやコーチング等の心理教育的援助を大切にしながら、当該児童生徒の心的エネルギーを高めていくサポート体制を継続・強化していきたいと考えています。

最後に、議員御質問の本町教育の現状と今後の指導方法について、私の所見を述べさせていただきます。

川西町では、夢と希望にあふれ、生き生きとした子どもの育成を目指し、豊かな人間性と創造力を備え、知・徳・体の調和のとれた子どもの育成を指導の重点として取り組みを進めています。児童生徒の確かな学力、豊かな人間性、たくましい心身の育成には、学校と地域、家庭との連携・協働が不可欠です。今年度の全国学力・学習状況調査の結果は、国語、算数ともに県、全国平均を上回っています。さらに、児童質問紙においては、「1、先生は、あなたのよいところを認めてくれますか」、「2、人が困っているときは、進んで助けていますか」、「3、学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか」という3項目において、極めて高い肯定的評価が示されています。これらの結果から、子どもたちは人と人との関係の中で、豊かに、そしてたくましく育っている状況にあると推察します。

私の教育ビジョンとしましては、1、思いやりのある優しい子を育てる、2、未来を切り開くICT活用能力を高める、3、グローバル社会を生きる言語活動の充実を図る、以上3点を具体的に進めながら、ふるさと川西を大事に見詰めていきたいと考えています。

今後とも川西町の教育に御支援と御協力を切にお願いをして、答弁を終えさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（伊藤彰夫君） 松村定則君。

5番議員（松村定則君） 御回答ありがとうございます。

小中学校とも多くの教員・職員の配置、ありがとうございます。教育長の専門性を発揮し、積極的に教育現場にかかわってこられたこと、これからも期待いたしております。

そこで、一つ御提案があります。

オリィ研究所が開発した分身ロボット「OriHime」を御存じでしょうか。身体的入院や不登校、肢体不自由などにより教育を受ける機会を失わず

に、誰もが等しく教育を受ける権利を守るために開発されました。フリースクールや特別支援学校、私立小学校などで少しずつ導入例がふえてきており、奈良県のある小学校では、不登校の子どもさんへの活用事例の報告もあります。

分身ロボットという一つのツールを御提案して、私の一般質問を終了したいと思います。

議長（伊藤彰夫君） 橋本教育長。

教育長（橋本宗和君） ありがとうございます。今、議員から御提案のあったOriHimeは、吉藤健太郎君がつくっています。吉藤健太郎君は、奈良県で生まれ育って、小学校5年生から不登校になり、そして、その後、王寺工業に進み、そして早稲田大学で研究を進めて、今、世界の30人の若者に選ばれました。私は父親とは友人でありまして、OriHimeそのものも実際に触らせてもらったことがあります。議会にも国会にもOriHimeを持っていっているという状況が出てきていますので、今後、不登校支援を初め、いろいろな場所でこのOriHimeを活用して、本当に困っている子、動けない子がこれを通じて学習や社会的自立に向けて進んでいけたらいいなというふうに私も思っているところです。

ありがとうございます。

議長（伊藤彰夫君） 7番 福西広理君。

7番議員（福西広理君） おはようございます。7番 福西広理でございます。事前通告書どおり、中央体育館及びふれあいセンターの避難所対策整備事業について質問いたします。

さきの9月定例議会においても承認されました2つの事業ですが、中央体育館に関しては、工事の日程が施設管理者である川西スポーツクラブに伝えられておらず、利用者の方へも周知ができない状況にあると聞いております。ふれあいセンターにおいても同様に、住民さんからの問い合わせが私のもとへ入っております。これらの工事の計画、進捗状況をお示してください。

また、この2カ所は災害時の避難所に指定されていますが、工事期間中に大規模災害が発生した場合の避難計画はどのようなになっているのか、お示してください。

3点目は、川西町公共施設総合管理計画を本年度に改定されることになっていますが、今回の工事により、計画策定への影響はあるのかをお示してください。

以上3点について、御回答をお願いいたします。

議長（伊藤彰夫君） 橋本教育長。

教育長（橋本宗和君） 福西議員の中央体育館及びふれあいセンター避難所対策工事に係る御質問にお答えします。

まず、当該工事についての関係団体などへの連絡についてでございます。

すが、中央体育館工事については、今年度当初に当該避難所対策工事を始める旨、指定管理者にもまずは口頭によりお伝えいたしました。続いて7月ごろから周知ポスターを掲示し、利用者にも周知させていただいたところでございます。

ふれあいセンターにつきましても同様に、子育て支援センターを通じて利用者の皆様に事前周知を行い、その上で、工事につきましては、9月議会において御承認をいただき、実施しているところでございます。

工事の進捗管理についてでございますが、工事の実施に際しては、中央体育館及びふれあいセンターの工事に係る工程などを一括して管理する会議を開催しております。この工程会議は、役場工事担当職員、指定管理者、当該施設担当職員、工事監理業者を出席者として、毎週金曜日に中央体育館現場事務所にて開催しております。中央体育館につきましては、指定管理者である川西スポーツクラブから施設側の管理運営に関する意見を出していただき、工事の進捗度合いに応じた調整をさせていただいております。

また、ふれあいセンターにおいても、子育て支援センターの運営管理担当が出席し、同じく工事の進捗度合いに応じた当該センターの事業運営への支障が最小限になるよう、調整をさせていただいております。工事監督員として、教育委員会職員並びに参加、参事、工事監理者として岩崎建築設計事務所、施工者として新栄電設工業がそれぞれ出席し、工事施工の技術面での確認等を行っております。

工程会議では、工事について、施工業者や監理業者からの説明を受け、それぞれの出席者の立場からの工程についての意見や質問等の検討・協議を行い、各所の事業運営になるべく影響が出ないように、調整を図っております。

また、施工者側からタイトな工程が出てくるような場合があれば、住民の皆様への周知期間を考慮した上で、工程会議の中で検討・調整を行っております。

以上のような形態で、各関係機関及び住民の皆様への周知・連絡には留意しながら、工事の進捗を行っておるところでございます。

なお、両工事については、今年度中の竣工を目指し、施工管理を進めておりますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） それでは、私からは、2つ目、3つ目の御質問にお答えいたします。

2つ目の御質問、避難所の工事期間中における災害に対する避難計画についての御質問でございますが、まず、本工事は避難所対策整備事業であることから、本町において一番リスクの高い災害であります水害の時期を外す工期を設定しております。

また、工事期間中における施工業者が使用する仮設事務所及び仮設トイレを災害時に避難者が利用することについて承諾をいただいております。

中央体育館につきましては、工事期間中でもアリーナの使用は全面可能となっており、トイレは屋外トイレが利用できることや、屋内にある2カ所のトイレ工事を交互に行うよう事前調整しており、災害時における避難所としての利用は可能と考えております。

次に、ふれあいセンターにつきましては、工事内容から、大広間など各施設の利用は可能と考えており、トイレにつきましても、工事を行わない風呂場のトイレは常時利用いただけることから、こちらも避難所として利用していただけるものと考えております。

しかしながら、ふれあいセンターにつきましては、ロビー天井の工事期間中には、出入り口付近に足場などが設置されることから、入室については正面玄関からではなく、事務所の通用口などを利用することも想定されるため、状況によっては、梅戸体育館、中央体育館への誘導も考えております。

できる限り防災への対応を進めてまいりたいと考えておりますので、本事業は住民の安心安全のための整備事業であることを御理解いただき、御協力をお願いしたいと考えております。

3つ目の避難所整備事業に伴う川西町公共施設管理計画への影響についての御質問でございますが、川西町公共施設管理計画の策定には、多岐にわたる公共施設などの現状把握に加え、全庁的な取り組み体制の構築や、技術的・専門的な観点からの分析が必要となるなど、さまざまな課題がございます。

町といたしましては、スクラップ・アンド・ビルドも視野に入れながら、健全な財政運営と調和を図り、次の世代に安全な施設やインフラを残せるよう、実効性のある計画の策定に向けた取り組みを進めているところでございます。

そこで、議員御質問の現在進めております避難所対策整備事業につきましても、計画策定に影響があることから、現在、担当者レベルで計画策定の準備を進めているところではございますが、中央体育館及びふれあいセンターの整備が完了いたします次年度に実施するべく、再検討いたしているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤彰夫君） 福西広理君。

7番議員（福西広理君） 御答弁ありがとうございます。

まず、避難所としての機能は、工事期間中も利用可能であるということで理解いたしました。しかし、地域住民の皆さんから、工事期間中に大規模災害が起きた場合、どこへ逃げればよいのかといった不安の声も

上がっておりますので、広報誌への掲載、近隣自治会への周知等、さらに情報発信をお願いいたします。

次に、施設管理者と利用者への通知状況についてですが、10月以降は工程会議を毎週開催し、適宜情報交換を行っていただいているということは理解できましたので、引き続き早期の竣工を目指して取り組んでいただくことをお願いいたします。

御答弁の中で、私も質問の最初に申し上げてしまったんですが、9月議会において承認ということなんですけど、9月議会で承認したのは、あくまでも施工業者の選定でありまして、工事自体は前の3月議会の当初予算で承認されております。工事日程の細かい部分の調整等は施工業者との打ち合わせが必要であるために、後手になっても仕方ないかとは思いますが、もっと大まかな方針、施設の通常業務はどこで行うのかなど、また、利用者さんがほかの施設で活動できる場所を探すなどの大まかな方針というのは3月議会で決まってからもっと時間があつたので、大まかな部分というのはもう少し早い段階で決めておけたのではないかと考えます。

ふれあいセンターにおいては、子育て支援センターとして日々多くの方がいつでも気軽に利用でき、子育ての相談に乗ってもらえる場として有効に機能しています。中央体育館においてもですが、利用者さんの立場になってしっかりとした対応をとっていただくようお願いいたします。

次に、公共施設管理計画の影響についてですが、御答弁で、今回の工事で影響があるので、策定が次年度へ持ち越されるかもしれないというふうに捉えましたが、これは考え方の順番が逆ではないかと思えます。管理計画にのっとり工事をを行い、次の世代に安全な施設やインフラを残すというのが本筋で、工事を行ってから管理計画をつくり直すというのは、本末転倒ではないかと思えます。

今回の2カ所の避難所対策整備事業は、いわゆる緊防債の活用のため本年度中に行ったということは一定の評価はいたしますが、川西町の人口がますます減少していく中で、過度な投資はしていないかなどの検証、いわゆるファシリティマネジメントをしっかりと行う必要があり、そのためにも、今回の公共施設管理計画の改定は重要な位置づけになってくると思えます。

先ほど御答弁いただいたとおり、全庁的な取り組み体制の構築や技術的・専門的な観点からの分析が必要ということですので、専門家、有識者など外部人材の活用や、専門部署の新たな設置、職員の人材育成など、さまざまな方法を模索して、川西町公共施設総合管理計画の改定に取り組んでいただきたいと思います。このファシリティマネジメントの観点から、改めて町長の今後の方針をお聞かせいただけますでしょうか。

議 長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） まず最初に、大規模災害が起きたとき、こういった工事期間中、住民さんが不安に思われるのではないかとということにつきましては、議員がお述べのとおりでございます。今後、しっかりと関係機関と検討して、周知できるように進めたいと思っております。

次に、この工事に関しまして、年度当初から話をして、管理者また運営管理担当者に説明できたのではないかとということでございますが、先ほどの教育長からの答弁のとおり、年度当初に口頭にては説明していましたが、おっしゃるとおり、利用者の立場に立って、もう少し丁寧な説明が必要だったかもしれません。今後同様のケースがございましたら、しっかりと対応させていただきたいなと思っております。

最後に、そもそもこういった修繕工事については、計画があって、後に工事を進めることが本筋ではないかということでございます。まさしくおっしゃるとおりなのでございますが、今回につきましては、議員もおっしゃるとおり、有利な起債でございます緊防債、いわゆる緊急防災・減災事業債を借り入れることによって、大半が地方交付税で返ってくるという起債なんですけれども、この期限が迫っておる中、緊急的に今回の対応をさせていただいた次第でございます。

今後につきましては、先ほどから申しております総合管理計画がございますので、それに基づいてやっていきたいと思っております。御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議 長（伊藤彰夫君） 福西広理君。

7 番議員（福西広理君） ありがとうございます。施設の管理ということに関しましては、先ほど安井議員の質問でも取り上げられましたように、大変重要な案件でありますので、引き続き議論を続けながら、毎回申し上げますが、次世代に負担を残さない施設管理、ファシリティマネジメントを行っていただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。

議 長（伊藤彰夫君） 2 番 弓仲利博君。

2 番議員（弓仲利博君） おはようございます。それでは、よろしくお願いいたします。

我が国の構造的な問題である少子高齢化に向けて、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の新・三本の矢の実現を目的とする1億総活躍社会の実現が2016年の6月に閣議決定され、それを踏まえて川西町では、2017年に川西町第3次総合計画で、住民と行政が思い描く10年後の将来像として、「安心 すくすく 豊かな心を育む“かわにし”」を定め、人・企業に魅力ある、子ども・子育てしている人にやさしい、安心して暮らせる、地域とともにつくるまちづくりに取り組んで約3年がたちました。

そこで、安心して暮らせるまちづくりの中の社会保障について質問させていただきます。

経済状況や雇用形態の変化により、所得の低下や若者、中高年の失業率の増加などにより、国民健康保険税収入額が減少している中、我が川西町では、住民の健康意識向上の推進、国民年金制度の周知の推進、生活保護の相談窓口の円滑化の方針を立ててから3年がたったわけです。

数値化・評価の難しい分野ではありますが、現在の状況と町長御自身の評価と今後の展望についてお聞かせください。

よろしくお願いいたします。

議 長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） 弓仲議員の御質問、「安心して暮らせるまちづくりの社会保障について」にお答えいたします。

まず、国民健康保険制度は、各市町村とも、議員の仰せのとおり、保険税収入が減少傾向にある中、奈良県では、財政基盤を強化し、国保運営の安定化を図るため、平成30年度から都道府県単位化となり、現在、令和6年度に県内市町村の保険料水準を統一するために、県と市町村が協議を進めております。

このような中、平成29年に策定いたしました第3次総合計画において社会保障の施策の取り組み方針として、住民の健康意識の向上の推進、国民年金制度の重要性と制度の周知の推進、生活保護の相談窓口の円滑化という3項目を立てたところでございます。

1つ目の住民の健康意識の向上の推進の現状でございますが、本町の国民健康保険は、高齢者の加入割合が増え、さらに高度医療の進歩や生活習慣病患者の増加に伴い、医療費が増加傾向にございます。そこで、疾病予防に重点を置いた健康診査の奨励や健診後の結果相談会や健康相談の実施、健診結果から読み取れる疾病予防のポイント等の解説などに注力することで、住民の健康意識の向上に努めております。

実績といたしましては、結果相談会の参加者が毎年約70名、健康相談は年間約80名の方が御利用されております。また、重篤な方への早期受診勧奨については、該当される方全員に電話などで実施し、一日でも早く受診していただけるように支援しております。

そのほかにも、内臓脂肪型肥満、いわゆるメタボリックシンドローム該当者への保健指導の実施なども行っております。

次に、国民年金制度の重要性と制度の周知の推進ですが、町広報やフェイスブックを活用し、周知しているところでございます。今年度は、年6回の周知を予定しております。

そこで、今年度の周知内容としては、保険料の免除や納付猶予の手続、令和元年10月1日より実施されました年金生活者支援給付制度の案内などを掲載いたしました。実際の窓口対応については、20歳への年齢

到達や、就職により厚生年金への移行、離職による国民年金への加入などであるため各年度でばらつきがあり、広報等の回数が唯一の指標となっております。手続の事務としては、年金機構との連携により、機構から送付されました書類に関する問い合わせや記入方法の相談に迅速かつ丁寧に対応するように指導しております。

また、国民年金保険料の納付状況を見ますと、平成30年度分の保険料の収納率では、奈良県全体での収納率は72.8%で、川西町は76.5%であったので、川西町が県平均より3.7%高い収納率となっており、広報等による周知や窓口対応での効果と捉えております。

次に、生活保護の相談窓口の円滑化でございますが、令和元年11月末現在の保護世帯数は90世帯となっており、申請等の状況については、平成30年度の相談件数は9件で、うち5件が新規の保護決定となり、令和元年度は、11月末時点で相談件数が11件で、うち5件が新規保護の決定となっております。

実施主体である県の中和福祉事務所のケースワーカーとの連携はもとより、住民からの相談対応だけではなく、町のほかの窓口で確認された生活不安が見受けられる住民等へのアプローチを行うなど、連携をとりながら、貧困世帯を見逃さないよう取り組んでいるところでございます。

以上が総合計画における3つの取り組み方針の現状でございますが、どの項目とも総合計画での指標は達成しており、一応の評価はいただけるものと考えております。

しかし、社会保障は住民の皆様が安心してくらしていただける根幹であると考えておりますので、今までの進捗状況などの内容を踏まえ、急速な少子高齢化や人口減少に立ち向かえるように、また、町民の皆様方が自立生活を営めるよう、生活保護制度や国民年金制度の周知、国民健康保険制度を安定して維持していくためにも重要な疾病予防に力点を置く健康意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

そのために、今後の展望としては、健診ばかりではなく、軽スポーツの懲憑などの、高齢者だけではなく幅広い年代層の体力づくり、その他総合的な面での健康意識の向上を考えていければと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤彰夫君） 弓仲利博君。

2番議員（弓仲利博君） ありがとうございます。

今の現状に満足することなく、施策を一步ずつ着実に進めていただきたいと思います。一生懸命に取り組み、結果の出ている部分は住民の皆さんに大いにアピールをして、また、評価することが役場職員のみなのやる気、モチベーションアップとなり、ますますの好結果につながるものであると思いますので、よろしく願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（伊藤彰夫君） 次に、4番 堀格君。

4番議員（堀 格君） 堀でございます。よろしくお願いいたします。

コミュニティバスの活用につきまして、お考えをお伺いしたいと思います。

現在、川西町には、川西町が運行しておりますこすもす号と、それと天理市が運行しておりますいちょう号、この2種類があるわけではありますが、いちょう号につきましては、総務省が進めております地方における人口の定住を図ろうということで、定住自立圏構想というのができまして、そのもとにスタートしたわけであります。その狙いとするところは、川西町のホームページを見ていただければ載っておりますが、文言としては、天理市内にあります医療施設、公共施設、商業施設など都市機能を広域的に利用することができ、高齢者等交通弱者の移動手段の確保というふうにうたわれているところであります。

川西町では、特に総合病院というのが町内にありませんから、この中で総合病院へのアクセスを狙ったところでありますが、残念ながら、今のところ、天理市内の総合病院に直接つながっておりません。また、川西町が運行しておりますこすもす号は町内だけの運行になっておりますから、当川西町が運営に関与しております国保中央病院には直接つながっていないという状況にあります。

高齢者がどんどん増えてまいりまして、運転免許を返上する高齢者も出てきておりますので、いわゆる総合医療施設に直接コミュニティバスで行けるような交通手段の確保というところがこれから望まれるところであります。その辺につきまして、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

議長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町長（竹村正匡君） 堀議員の御質問、「コミュニティバスの活用について」にお答えいたします。

本町と天理市が連携し、定住自立圏構想の一環として、平成29年10月より、天理市のコミュニティバス・いちょう号と川西町のコミュニティバス・こすもす号を結崎駅で接続することにより、圏域住民の通院や買い物といった移動ニーズに対し、市町を越えた広域の公共交通体制を構築しております。

議員御指摘のとおり、町外の総合病院へのアクセスについては要望が多いことは承知しておりますが、天理市内の総合病院については、民間運送業者で運行されているルートと重なるため、民業圧迫となり、直接病院への乗り入れが難しい状況にございます。

一方で、当町が出資しております総合病院としての国保中央病院が田原本町にございます。まずはこちらのルート確保を優先して行っていくべきであると考えております。現在、事務レベルにおきましては、国保

中央病院を核として、各関係町を結ぶ方法について検討しているところでございます。

また、先般の補正予算で承認いただきました調査事業において、高齢者の日常生活における移動調査を予定しております。その中で、高齢者の皆さんがどこの総合病院にどのような交通手段で行かれているかの移動ニーズ調査を行います。介護の考え方でもよく言われていることとありますが、デマンド、住民が希望されていることと、ニーズ、本当に必要とされていることはイコールでないことが多々ございます。本町では、住民ニーズに沿った形でコミュニティバスの充実を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤彰夫君） 堀格君。

4 番議員（堀 格君） コミュニティバスをどう運行していくかというのは、住民の意向を十分に把握して、何を一番住民が望んでいるかということとを十分に把握して対応していただきたいところではありますが、特に天理市内にあります総合病院は大きな病院でありますから、いわゆるスピルオーバー効果というのは非常に大きいものがありますから、その周辺といいますか、川西町の住民が大いにその効果を受けることによって魅力のある川西町をつくって行って、人口の定住を図っていくというのは大きく望まれるところでもあります。その点を十分御認識いただきたいということと、川西町が運営に関与しております国保中央病院、せっかく川西町が資本を出しているのに、何で行けないんだという気持ちが住民の中に非常に大きくあるのも事実であります。

その辺、これからニーズの把握をされていくようであります。早くそういう要望を把握していただいて、一日も早くコミュニティバスが直接行けるといいうものが実現できれば非常にいいのではないかと思いますので、頑張ってくださいと思います。

よろしくお願いします。

議長（伊藤彰夫君） 次に、3 番 福山臣尾君。

3 番議員（福山臣尾君） 3 番 福山臣尾。議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

総合型地域スポーツクラブと行政の関係について。

本町の前期基本計画に、本町では平成19年4月に総合型地域スポーツクラブが立ち上げられ、町体育協会や川西町スポーツ推進委員と連携をとり、競技スポーツの振興、競技力向上、普及・啓発活動、社会体育の活性化に取り組んでいます。そのほか、幼児から高齢者まで幅広く運動を楽しむことができるスポーツクラブが立ち上げられ、スポーツ教室やイベントが行われています。

第2期スポーツ基本計画では、この総合型地域スポーツクラブの質的充

実が求められています。第２期スポーツ基本計画で示される総合型クラブの登録・認証等の制度は、２０２１年度の導入を目指しています。具体的施策として、「国は、日体協、総合型クラブ全国協議会、ＪＳＣ及び地方公共団体等と連携し、総合型クラブによる行政等と協働した公益的な取組の促進を図るための登録・認証等の制度の枠組みを策定し、これに基づき、日体協及び各都道府県体育協会等は、関係団体と連携し、総合型クラブの登録・認証等の制度を整備する」とあります。

この制度について、行政に求められる役割として、スポーツ基本法第２１条において、地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、地域スポーツクラブが行う地域におけるスポーツの振興のための事業の支援等に努めなければならない旨が規定されています。この規定を踏まえ、市町村行政は、地域の誰もがスポーツに親しむ環境づくりに取り組む総合型クラブの公益的な活動について適切に評価し、必要な支援を行うことが重要であるとなっております。

この行政の総合型クラブへの理解と具体的支援、総合型クラブ自らが行う質的充実に向けた取り組みが必要となっております。また、行政における総合型クラブの支援体制の強化が求められています。

川西町第３次総合計画では、スポーツの取り組み方針として３項目が記載されています。「活力あふれるスポーツの場の環境づくり」、「競技スポーツの振興」、「スポーツ習慣の定着」。この取り組みを実施していく上でも、総合型スポーツクラブの必要性は重要であると考えます。また、行政の立場から地域の課題を把握し、地域の課題解決に向けた取り組みの実施に当たっても、課題に応じて、例えば健康増進主管部局、介護予防主管部局、子育て支援主管部局、地域活性化主管部局など、行政の幅広い部局と総合型クラブが連携・協働して取り組むことができるよう、スポーツ主管部局がコーディネーターとなることが重要ではないかと考えられます。

本町では、総合型クラブへの支援・連携・協働についてどのようにお考えなのか、お聞かせください。よろしくお願いします。

議長（伊藤彰夫君） 橋本教育長。

教育長（橋本宗和君） ただいまの福山議員の御質問にお答えします。

既に福山議員も御承知のとおり、総合型地域スポーツクラブは、人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできる、新しいタイプのスポーツクラブです。その特徴として、次の３点が示されています。まず初めに、子どもから高齢者まで、いわゆる「多世代」を対象とすること、２番目には、さまざまなスポーツを愛好する人々が集うという意味で「多種目」、３番目には、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという意味の「多志向」。これらの特徴を生かして、地域住民により自主的・主体的に運営されているスポーツクラブです。

我が国においては、平成7年度から育成が始まり、川西町においては、平成19年4月から総合型地域スポーツクラブが立ち上げられています。ここでは、本町におけるスポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた多様な活動を展開し、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割を果たしていただいております。

このような中で、川西町の体育施設を平成27年度から指定管理で行うに当たり、前に述べさせていただきました総合型地域スポーツクラブ、略称川西スポーツクラブで行っていただくよう準備を進め、27年度からスタートしています。3年ごとの見直しを行い、現在は2期目となっております。今後においても、事業運営や施設管理の両面において町のスポーツ振興を担っていただき、行政としても予算の範囲内において支援・協力をしていく所存です。

また、川西町第3次総合計画におけるスポーツ部門の項目では、議員御指摘のとおり、次の3点の取り組み方針を上げています。1、活力あふれるスポーツの場の環境づくり、2、競技スポーツの振興、3、スポーツ習慣の定着、これら3点を実施していく上で、川西スポーツクラブの存在は極めて重要であると考えています。

今後とも、議員を初め皆様方のお力添えをよろしくお願いいたしたいと願っております。

最後になりましたが、総合型地域スポーツクラブの3つの原則である多世代、多種目、多志向を取り入れた地域スポーツについては、本町としまでも今後ますます浸透していくよう推進していかなければならないと考えています。また、健康の増進や多世代にわたる住民の皆様の生き生きした暮らしを実現する有効な手段としてスポーツの振興に取り組み、医療・介護などの行政の横のつながりを検討し、ともに連携・協働していきたいと考えていますので、今後ともよろしくお願いいたします。

議長（伊藤彰夫君） 福山臣尾君。

3番議員（福山臣尾君） 御回答ありがとうございます。

総合型地域スポーツクラブの3つの原則である多世代、多種目、多志向を取り入れた地域スポーツにおいても、町としては今後ますます浸透していくよう推進していかなければならないとお考えです。また、医療・介護などの行政の横のつながりを検討し、ともに連携・協働していきたいと考えておられます。この課題解決のためにも、関係部局とのコーディネート役として、総合型スポーツクラブ、また総合型スポーツクラブへの理解促進のためにも、総合型地域スポーツクラブ全国協議会などが主宰するクラブネットワークアクションの研修や全国スポーツクラブ会議などもありますので、行政の側からもこの研修に参加していただければ、課題解決のヒントや、また現状の総合型スポーツクラブと行政との関係の理解も深まるのではないかと思いますので、一度検討してい

ただければと思います。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございます。

議長（伊藤彰夫君） 次に、12番 芝和也君。

12番議員（芝 和也君） 12番 芝和也です。前の6人に続きまして、町長に質問をいたします。

今般は、国保の負担軽減問題についてであります。

この間、国保の応益負担や住民税非課税者等への軽減策について議論を重ねていますが、現在、国保の県単位化が進められる中、町長の基本姿勢としましては、被用者保険や国民健康保険など医療保険全体を通して社会全体でその仕組みを構築することを願う旨の意向をお持ちで、種として国の取り組みを見守る姿勢を示しておられまして、町としてのこの分野における独自策に関しては否定的で、その具体化の方向性は見られないのが現状です。

現行の福祉医療の子ども医療費助成制度に目をやりますと、本町を初め全国の自治体がこつこつ取り組む中、ついに国を動かしまして、当初は意向に反するからペナルティを科してでもその取り組みを阻んでいた国を動かしまして制度化を実現してきた経緯があるように、自治体の取り組みは極めて大きな役割を果たしていることは間違いありません。このことは、取り組みの実施を願い、見守るだけでなく、自治体自らが策を講じて事を起こしていくことの重要性を示しているものと存じます。

そこで、国保に関して議論を重ねている応益負担の軽減策であります。特に子どもに係る均等割につきましては、税制上の観点から見ましても、収入が全くない子どもに賦課することは、明らかに制度としての矛盾でありまして、この解消は避けられないものと考えますが、町長はいかがお考えになりますか。この点についての御所見をお伺いいたします。

その上で、保険である以上、受益と負担の公平性を考えれば、負担はやむなしという考えをお示しですが、次代の担い手を社会全体で支えることが時間をさかのぼればさかのぼるほど困難でありましたが、時が経過する中で生産力も増大し、それに比例して社会全体で支えられる力も蓄積されながら今日に至っているのが、我々人類が積み重ねてきた歴史であることから、社会基盤の成熟は明らかでありますし、収入が皆無の子どもに均等割を賦課し、応益負担を求める合理性はどこにもないものと存じますが、この辺の合理性についての根拠をお示し願いたいと存じます。よろしくお願いいたします。

以上、国保の軽減策問題についての御答弁、よろしくお願いいたします。

議長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町長（竹村正匡君） 芝議員の御質問、「国保負担軽減について」にお答

えいたします。

現在、本町で行っております国民健康保険税の減免は、災害、収監、旧被扶養者等について、国が定めた基準に基づき条例で定めた制度の減免のみであり、町独自の裁量に基づく減免は行っておりません。

また、低所得者世帯の応益に関する負担軽減については、地方税法施行令第56条の89に基づく軽減措置を行っており、制度改正の中で年々その拡充が進められている状況でございます。

しかしながら、18歳未満の被保険者のいる世帯であることのみをもって、法令に準拠しない町独自の判断で一律に減免を行うことは、国民健康保険制度が加入者に一定の費用負担を求めるものであることを踏まえると、適切ではないと以前から申し上げているところでございます。

また、県のほうにも問い合わせを行い、医療・介護保険局医療保険課からは、子どもの均等割を町独自で減免することは、地方税法703条の4に規定されているものと異なることから、適切ではないとの回答も得ているところでございます。

なお、仮に本町が他の自治体を実施している減免と同様に、町独自で18歳未満の被保険者に対する均等割減免を行う場合、18歳未満の被保険者が令和元年度末時点で179人であることから、年間約356万8,000円の財源が必要になると試算されております。

このような町独自の裁量による子どもの均等割などの軽減措置を行えば、その財源をほかに求めることになり、結果として、子どもの均等割を負担する必要のない住民にその一部を負担させることとなります。このようなことは、公平負担の観点からは避けるべきことであると考えております。

また、平成30年度から始まった国民健康保険制度の都道府県広域化は、奈良県と県内各市町村が一体となって国民健康保険財政を安定的に運営するもので、広域化に当たり、奈良県が県内市町村と協議しながら作成した奈良県国民健康保険運営方針では、被保険者の負担の公平性の観点から、「令和6年度には、県内どの地域に住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば、保険料水準が同じであることを目指す」とされていることもあり、町単独での独自の減免制度を設けることは、広域化の趣旨にそぐわないと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤彰夫君） 芝和也君。

12番議員（芝 和也君） 制度上なかなか厳しいということと、現行法の趣旨あるいは国保の県単位化の趣旨、そういったことからしても、町単での取り組みというのはそれらの趣旨にいずれも反すると、こういう話であったかと思います。

税制上の基本的な考え方ですけれども、やっぱり最低生活費には税を

課さないというのが、原則、基本的な考え方に基づいて現行の税制制度はできていると思うんですけども、この辺、税制上の観点としての、いわゆる最低生活費には課税しない、それを除いて、超えた部分に課税していくというのが考え方の基本にあるというふうに理解しています。

町長は、この点、税制上の観点で最低生活費には課税しないという考え方そのものについては、御所見をいかがお持ちでしょうか、お聞かせいただきたいと存じます。

議 長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） 最低生活費には課税しないということにつきましては、国のほうでも基礎控除などの控除がありますことから、それはもちろんのこととっております。最低生活費が幾らになるのかということについては、町独自ではなかなか判定ができませんので、国の判断・検証をまっほかないのかなと考えておるところでございます。

以上です。

議 長（伊藤彰夫君） 芝和也君。

12番議員（芝 和也君） 考え方についてはそのとおりということでありましたし、当然、憲法の規定、大本をたどれば、憲法で文化的な生活を有する権利が一番の大本になって、現行法の税法を含め、全ての法律も整備されてきているものと思います。

そういう点で言えば、国保税であれ国保料であれ、保険であれ税であれ、基本、やっぱり負担をお願いするというのは、能力に応じた応能負担ということになってきて、最低生活費が何ぼかは別にしまして、原則はやっぱり最低生活費を除いて賦課をする、税をかける、保険をかけるということになってくるのではないかと思います。基本的な考え方について、この点、町長はいかがお考えになりますか。

議 長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） 議員がおっしゃっているとおり、憲法の趣旨にもございます。また、先ほどから申し上げました各種基礎控除であったり、いろんな控除もございます。控除も最低生活費が幾らであるかという観点から数値化されたものでございますので、当然、最低生活費を超えた額で各種負担するのが妥当なのかなと考えておるところでございます。

以上です。

議 長（伊藤彰夫君） 芝和也君。

12番議員（芝 和也君） 基本的には、やっぱりそういった最低生活費をきちんと確保した上での賦課ということが考え方の基本だということであったかと思います。

町長もるる御答弁いただいているとおり、税制上の基礎控除というのは当然ありますし、所得税で言えば38万円、住民税で言えば33万円、これが一般の控除ということで、それを除いて課税しているということ

で仕組みとしてはつくられています。

子どもに関しては、児童手当とかが出てきましたので、児童手当の制度が出てからは、この基礎控除部分、16歳未満は対象から外れてはいませんが、児童手当という形で一方では手当が出ていますので、そういう点では扱いは基本的には同じ考え方のもとに行われているというふうになっております。

そういう点で言いますと、これらは全て憲法に基づく取り組みに基づいて至極当然の取り組みが実施されているところでもありますから、当然、国保におきましても、今般も議論していますし、この間も議論していますように、住民税非課税世帯への国保税の賦課の問題でありますとか、均等割における子どもに対する賦課ということに関しては、制度として実施する場合どうやっていくかというのは、しっかりもんでいかんとあかんことにはなるとは思いますけれども、考え方としては、やっぱりそういったところに賦課するということは、今議論してきました一連の仕組みからすれば、矛盾していると思うんです。

現行は仕組みに従ってやっていますから、それはそれで賦課しているんですけれども、制度として、この仕組みはそもそもそこに矛盾があると思うんですけれども、その点、いかがでありましょうか。

議 長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） 国民健康保険制度は、いわゆる保険制度でございますので、やはり負担の能力のある人のみが負担するという応能負担だけではなくて、やはり受益者もある一定程度負担する応益負担も求められるところだと考えております。

低所得者世帯への賦課というところでございますが、これにつきましては軽減措置も行っているところでございますので、どのあたりまでが無税といいますか賦課しない、どこから課税していくべきか。これはやはり国が大きな枠組みの中で考えていくべきものだと思っておりますので、町独自の判断で対応するべきものではないと考えておる次第でございます。

以上でございます。

議 長（伊藤彰夫君） 芝和也君。

12番議員（芝 和也君） 大要につきましては仕組みそのものを考えていかんとあきませんので、ここにはかなりのハードルがあると思いますが、町長の今のお話でも、国保は医療保険、健康保険であるし、応能だけではなく、受益と負担のバランスの関係で応益負担というのも一定必要だということであったかと思えます。

ただ、医療保険というのは、国民健康保険も社会保険もそうですけれども、民間の各種保険とは違いまして、社会保障の一環で実施されているものでありますので、そこはあくまでも受益と負担のバランスオンリ

一ということで考えるべきものではないというふうに思うんです。この社会保障の観点ということも、受益と負担のバランスを考えていく上では当然加味してしかるべきだと思います。

この点、社会保障的に医療保険を誰でもきちんと受けられるというのは当然だと思います。その辺、民間の保険と社会保障としての医療保険ということについて、町長はいかがお感じになっていますか。

議 長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） 日本の国民皆保険制度でございますが、世界を見渡しますと、全ての国に国民皆保険制度があるわけではございません。この制度を維持していくためにも、ある程度負担をしていかなければ制度が維持できないわけでございますので、単純に応能負担だけでやっていくとなると、そもそも制度が崩壊して、逆に低所得者世帯が不利益をこうむることになりかねないと考えておりますので、保険制度を享受する全ての国民が一定程度は負担すべきものだと思っております。

その中で、所得に応じてということで低所得者世帯については軽減措置を行って、この軽減措置の割合が払える範囲かどうかというのはまた別にいたしまして、かなりの額の軽減対応を行っておりますので、国民みんなが維持していかなければいけない制度なのかなと考えておる次第でございます。その趣旨で一定程度対応すべきなのではないかなと思っております。制度の設計については、国のほうでしっかりと対応していただきたいと考えております。

以上です。

議 長（伊藤彰夫君） 芝和也君。

12番 議員（芝 和也君） 制度の仕組みそのものは町長がおっしゃっているとおりだと思いますし、現在、法定減免も含めまして、所得の度合いに応じて低所得者に対しても減免制度が制度上実施されているのはそのとおりですが、そういった基本的な税を賦課するという考え方でいきますと、子どもの問題でありますとか、低所得者の問題でありますとか、いわゆる税制上賦課しない皆さんのところにも保険税としてはかぶってくるというのが今の仕組みになっています。この仕組みをどうするかというのは議論していかんとあきませんけれども、どこからか口火を切って開いていかんことには事が始まりません。

私はそこに問題意識は持っているんですけれども、町長としては、現行制度に従って課税権限者として賦課をするというのは、今の仕組みの中でその務めを果たしておられることには異論はありませんが、そういった仕組みとしてやっぱり口火を切っていく、賦課の仕方の基本的な考え方としては、やっぱり最低生活費をきちんと除いて賦課するとなっている今の考え方の基本からすると、この保険制度上の保険税の賦課の仕方というのは矛盾があるのと違うかということの問題提起でありまして、その仕組み

上の問題、その問題意識について、最後に町長にお聞かせいただきたいと存じます。

以上、質問を終わります。

議 長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） これまでの答弁の中から、恐らく芝議員は、国民健康保険税、税という名前がついていることから、税の観点から述べられているかと思いますが、保険税という名目はございますけれども、あくまでこちらは保険制度でございますので、税とはまた考え方が異なると思っております。

やはり皆さんが等しく医療行為を受けられればこれが利用できるわけでございますので、やはり一定程度は負担が必要なのかなと。それが単純に税の控除とイコールであるとは限らないと思っておりますので、その辺の制度の仕組みについては、何度も先ほどから申し上げておりますが、国のほうでしっかりと制度設計を行っていただきたいと考えており、町独自でそれを、言い方は悪いんですが、改編していくような動きはとるべきではないのかなと考えております。（芝和也君「制度が違うから矛盾はないということですね」と呼ぶ）

そうです。これは保険税と書いてありますが、あくまで保険だと思っております。

以上です。

議 長（伊藤彰夫君） これをもちまして、一般質問を終わります。

続きまして、日程第2、総括質疑に入ります。

先日上程されました議案第46号、令和元年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第55号、定住自立圏の形成に関する協定書の一部変更についてまでの総括質疑ですが、質疑通告の提出がされておられません。よって、総括質疑を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会いたします。

（午前10時36分 散会）

議 事 日 程

総務建設経済委員会

厚生委員会

総務建設経済委員会議事日程

令和元年12月12日(木)9時00分 開議

議案第46号	令和元年度(平成31年度)川西町一般会計補正予算について				
歳出	款 2	総務費	項 1	総務管理費	P12
			項 2	徴税費	
	款 5	農商工業費	項 1	農業費	P14
			項 2	商工費	
	款 6	土木費	項 2	道路橋梁費	
			項 3	都市計画費	P15
			項 4	住宅費	
	款 8	教育費	項 1	教育総務費	
			項 2	保健体育費	
歳入	上記関係歳入				P 9～
議案第49号	令和元年度(平成31年度)川西町水道事業会計補正予算について				
歳入	款 1	水道事業収益	項 2	営業外収益	P2
歳出	款 1	水道事業費用	項 1	営業費用	P2
			項 2	営業外費用	
議案第50号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について				
議案第51号	一般職の職員の給与に関する条例及び職員の旅費に関する条例の一部改正について				
議案第53号	川西町企業立地促進条例の全部改正について				
議案第54号	川西町消防団条例の一部改正について				
議案第55号	定住自立圏の形成に関する協定書の一部変更について				

閉会 11時05分

出席委員

委員長	安井 知子	副委員長	福山 臣尾
委員	芝 和也	委員	中嶋 正澄
委員	伊藤 彰夫		
副議長	松村 定則		

説明のために出席した者

町 長	竹村 匡正
副町長	森田 政美
総務担当理事	西村 俊哉
総務課長	石田 知孝
総合政策課長	喜多 勲
税務課長	西川 直明
債権管理課長	〃
事業課長	山口 尚亮
教 育 長	橋本 宗和
教委事務局長	奥 隆至
事務局主幹	深澤 達彦
会計管理者	福本 誠治

職務のために出席した者

議会事務局長	中川 辰也
--------	-------

欠席委員及び職員

委 員	松井 宏至
-----	-------

厚生委員会議事日程

令和元年12月13日(金)9時00分 開議

日程第1 議案第46号 令和元年度(平成31年度)川西町一般会計補正予算について

歳出	款3	民生費	項1	社会福祉費	P13
			項2	児童福祉費	
	款4	衛生費	項1	保健衛生費	P14
歳入	上記関係歳入				P 9～

日程第2 議案第47号 令和元年度(平成31年度)川西町国民健康保険特別会計補正予算について

歳出	款1	総務費	項1	総務管理費	P 5
	款5	保健事業費	項1	特定健康診査等事業費	
歳入	上記関係歳入				P 4

日程第3 議案第48号 令和元年度(平成31年度)川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について

歳出	款1	総務費	項1	総務管理費	P 3
歳入	上記関係歳入				P 3

日程第4 議案第52号 川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

閉会 9時30分

出席委員

委員長	寺澤 秀和	副委員長	弓仲 利博
委員	石田 三郎	委員	福西 広理
		委員	堀 格
議長	伊藤 彰夫		

説明のために出席した者

町 長	竹村 匡正
副町長	森田 政美
総務担当理事	西村 俊哉
総務課長	石田 知孝
住民保険課長	大西 成弘
健康福祉課長	吉岡 秀樹
長寿介護課長	岡田 充弘
会計管理者	福本 誠治

職務のために出席した者

議会事務局長	中川 辰也
--------	-------

欠席委員及び職員

委員	松村 定則
----	-------

令和元年川西町議会
第4回定例会会議録

(第 3 号)

令和元年12月20日

令和元年川西町議会第4回定例会会議録（再開）

招集年月日	令和元年１２月２０日	
招集の場所	川西町役場議場	
開　　会	令和元年１２月２０日　午前１０時 宣告	
出席議員	１番　松井　宏至　　　２番　弓仲　利博　　　３番　福山　臣尾 ４番　堀　　　格　　　５番　松村　定則　　　６番　安井　知子 ７番　福西　広理　　　８番　伊藤　彰夫　　　９番　石田　三郎 １０番　寺澤　秀和　　　１１番　中嶋　正澄　　　１２番　芝　　和也	
欠席議員		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町長 竹村 匡正 教育長 橋本 宗和 教委事務局長 奥　隆至 総務課長 石田 知孝 税務課長 西川 直明 健康福祉課長 吉岡 秀樹 長寿介護課長 岡田 充浩 副町長 森田 政美 総務担当理事 西村 俊哉 会計管理者 福本 誠治 総合政策課長 喜多 勲 事業課長 山口 尚亮 住民保険課長 大西 成弘	
	監査委員 出席なし	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長 中川 辰也 モニター係 奥田 好志	
本日の会議に 付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名 議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の２人を指名した	
	７番 福西 広理 議員	９番 石田 三郎 議員

川西町議会第4回定例会(議事日程)

令和元年 12 月 20 日(月)午前 10 時 00 分再開

日程	議案番号	件 名
第 1		委員長報告 議案第 46 号 ～ 議案第 55 号 質疑・討論 採決
	(追加日程)	
第2	議案第 56 号	令和元年度(平成 31 年度)川西町一般会計補正予算について
第3	議案第 57 号	令和元年度(平成 31 年度)川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第4	議案第 58 号	令和元年度(平成 31 年度)川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第5	議案第 59 号	令和元年度(平成 31 年度)川西町水道事業会計補正予算について
第6	議案第 60 号	川西町印鑑条例の一部改正について
第7	議案第 61 号	一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
第8	議案第 62 号	川西町議会議員の議員報酬等に関する条例並びに特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

(午前１０時００分 再開)

議長（伊藤彰夫君） 皆さん、おはようございます。これより令和元年川西町議会第４回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は１２名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第１、委員長報告を議題といたします。

お諮りいたします。

去る９日の定例会において上程されました、議案第４６号、令和元年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第５５号、定住自立圏の形成に関する協定書の一部変更についてまでの議案１０件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（伊藤彰夫君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、ただいまより、各委員会の審査の経過並びに結果について、順次委員長の報告を求めます。

総務・建設経済委員長、安井知子君。

総務・建設経済委員長（安井知子君） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、総務・建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告を行います。

当委員会は、令和元年１２月１２日に開催し、１２月９日の本会議において当委員会に付託されました各議案について、当局から詳細な説明を受け、慎重に審議いたしました。

まず、議案第４６号、令和元年度川西町一般会計補正予算（第３回）についてであります。

委員より、「時間外勤務手当の当初予算の試算方法及び今回の増額補正について説明願いたい。また、１人当たりの年間残業時間の推移はどうなっているのか」との質問があり、当局より、「時間外勤務手当の増額補正については、１人当たり年間７２時間を目標とした当初予算を要求させていただいていることから、それぞれの要因によって年度内で不足が見込まれる時間外勤務手当分を要望させていただいている。また、直近３年間の１人当たりの残業手当は、毎年約１００時間程度である」との回答がありました。

また、委員から、「現在の人員配置と在業手当の関係をどのように考えているのか。また、公務員として余裕を持った人員配置による住民サービスの向上という視点も必要と考えるが、町長の考えはどうか。加えて、役所の規模にもよると思うが、収納事務を全てまとめて同じ課で行うという効率面での組織改革は考えていないのか」との質問に対し、当局より、「職員は現状においても住民サービスの向上に努めており、住民からの評価も高いと聞いている。また、災害発生時の人員不足には危惧しているも

の、現状や各課に人員配置を行うことで余剰人員が発生すると考えていることや、防災対策での増員は現時点で必要ないと考えている。収納事務の一括化については、効率化としてはベターであると考えているが、現時点では、これまでどおり各課で専門的な知識で行うべきであると考えている」との回答がありました。

次に、委員より、「諸費の貸付金8,000万円は、全て建物補償費に要する費用なのか。また、この補償額によって全体事業費が増えることになるのか」との質問があり、当局より、「全て建物補償費に関する費用である。事業額については、全体事業費が増えるものではなく、来年度以降に予定していた補償費を前倒しして今年度に計上するものである」との回答がありました。

また、委員より、「農業費の新規農業認定者と農業振興ゾーンとの関係について」との質問があり、当局より、「農業振興ゾーンとの関係性はない。認定農業者については、平成28年から親元で就農を開始され、ハウレンソウとネギを作付け経営されていたが、今回、経営規模の拡大により認定農業者と認定された。また、認定農業者は、高収益作物を栽培されるため、農業振興ゾーンでの就農を検討していただけたらと考える」との回答がありました。

また、委員より、農業振興ゾーンの位置づけについて質問があり、当局より、「本町の土地利用方針から、当該地域は耕作放棄地のない優良農地地域であるため、土地所有者の同意を得て指定させていただいた。当該地域で水稻栽培、高収益作物の栽培、集落営農等、農業の活性化及び農業政策の推進を図る」との回答がありました。

次に、委員より、農業振興ゾーンに対する支援について質問があり、当局より、「当該地域への支援として、水稻栽培後、畑地利用する場合の配水設備の整備、河川水門の整備等のハード的支援、また、当該地域の農業者アンケートの結果、5割強の方が「後継者がいない」、「担い手が不明」との回答があったため、担い手へのマッチング等に積極的に取り組むソフト支援を検討している」との回答がありました。

続いて、委員より、「農業振興ゾーンに設定されることで、水門整備等の支援が活用できる場合、当該地域以外であってもゾーン指定することは可能か」との質問があり、当局より、「振興ゾーンに指定するにはまとまった土地が必要であり、土地所有者の同意、農業振興に対する意欲があれば、ゾーンとして設定することも可能と考える」との回答がありました。

次に、委員より、農業振興ゾーンの方向性について質問があり、当局より、「本町の農業振興地域が減少することによる本町と奈良県全体の農業施策への取り組み、農業振興の方向性を定めたもので、ゾーン指定し、農業振興を推進していく」との回答がありました。

また、委員より、「農業振興ゾーンに指定した以上、当該場所で農業施

策に対する成果を上げていただきたい」との意見がありました。

次に、委員より、「立地企業の応募状況はどうか」との質問があり、当局より、「企業の応募状況については順調であると考えている。現時点での具体的な応募状況を公表すると、企業側でいろいろな思惑が働いて、募集に影響が生ずる可能性があるため、公表は差し控えたい」との回答がありました。

続いて、委員より、「商工業振興費の事業費は、企業選定に用いる費用なのか」との質問があり、当局より、「企業選定に用いる民間調査会社を作成したレポートの取得費用である」との回答がありました。

次に、委員より、式下中学校の給食の公会計化について質問があり、当局より、「学校給食費については、公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきという考えにのっとり、川西町においては、平成２９年度より町立学校・園において学校給食費の公会計化を既に実施しており、式下中学校においても公会計化の実施に向けて準備を進めていきたい。また、学校におけるＩＣＴ環境の整備等、次のやるべきことをしっかりとやっていきたい」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第４６号、令和元年度川西町一般会計補正予算（第３回）については、提案どおり承認いたしました。

次に、議案第４９号、令和元年度川西町水道事業会計補正予算（第２回）についてであります。

委員より、県水計画受水量について質問があり、当局より、「県の実績水量から計画水量が算出されている」との回答がありました。

次に、委員より、受水費の負担及び水道広域化について質問があり、当局より、「県から水を受け入れている以上、県で決定された受水費を負担していくことになる。広域化については、本町の浄水場の経過年数により更新投資額が膨大になるため、浄水場を廃止して、県水１００％に切りかえた。他市町村においても同様の現状に陥っている。広域化のメリットとしては、設備の更新費用が抑制できることになる。県からの受水費用に左右はされるが、メリットのほうが大きいのではないかと考える」との回答がありました。

次に、委員より、「市町村長との間で水資源等広域化についての議論は行われているのか」との質問があり、当局より、「それぞれの市町村長の判断、住民の判断になると思う。吉野郡では、簡易水道であるため、独自の動きをされると思われるが、奈良盆地周辺の市町村では、自己水と県水を受水されており、設備の更新費用が膨大になるということで、大きな流れの中で県水一本化ということについて理解されていると思う。また、それぞれの市町村でそれぞれの意見・意思を持っているため、意思統一できるかは次の段階になると考える」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第４９号、令和元年度川西町水道事業会

計補正予算（第２回）については、提案どおり承認いたしました。

次に、議案第５０号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

委員より、「職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、現状の正規職員に対する制度を非常勤職員にも適用するという改正であるが、現状の制度はどのようなものになっているのか。また、産休を取得した場合、正規職員と同様に復帰できるのか」との質問があり、当局より、「産前として４２日、産後として５６日の休暇を取得でき、産前・産後とも１００％の給与が支給される。産後休暇終了後から３歳誕生日前日までは育児休業が取得できるが、給与は不支給となる。また、３歳誕生日から小学校就学前日までは、１日につき２時間までの部分休業が取得でき、部分休業分の給与は減額されるというのが現状の制度である。また、非常勤職員の復帰については、契約期間内であれば基本的に可能であると考えているが、現状でフルタイムで１年、パートタイムが３カ月更新となっており、職員不足を補うための非常勤職員の採用であることから、更新時期が復帰時期をまたがる場合においては更新を行わず、新たな非常勤職員を雇用することも考えられる」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第５０号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、提案どおり承認いたしました。

次に、議案第５１号、一般職の職員の給与に関する条例及び職員の旅費に関する条例の一部改正についてであります。これにつきましては、当初の提案どおり承認いたしました。

次に、議案第５３号、川西町企業立地促進条例の全部改正についてであります。

委員より、「大規模企業への支援は企業立地促進条例で行うこととなるが、個人事業主への奨励金などの支援については必要ないと考えているのか」との質問があり、当局より、「そもそも奨励金を出してまで企業を誘致するのは、地域に多くの投資が予想され、かつ将来の税収及び地域雇用などの面で地域振興が期待できるからである。個人事業においてはそのようなことが期待できないので、必要はないと考えている」との回答がありました。

続いて、委員より、「現行条例にある給水装置や環境施設の奨励金を削除した理由は何か」との質問があり、当局より、「これまでの奨励金の申請状況や企業とのヒアリングの中で、当該奨励金は誘致促進につながっていないと考えられるため、廃止することとし、企業から求められている立地奨励金や雇用奨励金を充実させることで、より誘致が促進される効果的な奨励措置に見直しを行った」との回答がありました。

続いて、委員より、「環境施策の視点から、環境施設奨励金は残しておいてもよいのではないか」との意見があり、当局より、「環境施設の設備

については償却資産であり、生産施設に対して支出される立地奨励金においても含まれており、２つの奨励金の対象として重複しているため、一方を廃止した」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第５３号、川西町企業立地促進条例の全部改正については、提案どおり承認いたしました。

次に、議案第５４号、川西町消防団条例の一部改正について及び議案第５５号、定住自立圏の形成に関する協定書の一部変更については、当初の提案どおり承認いたしました。

以上が、当委員会に付託されました各議案の審議の結果でございます。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第１０９条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されんことを望みまして、総務・建設経済委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（伊藤彰夫君）　　続きまして、厚生委員長、寺澤秀和君。

厚生委員長（寺澤秀和君）　　皆さん、おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、厚生委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

当委員会は、去る令和元年１２月９日の本会議において当委員会に付託されました各議案について、１２月１３日に開催し、当局から詳細な説明を受け、慎重に審議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、議案第４６号、令和元年度川西町一般会計補正予算についてであります。

委員より、福祉医療の増額補正をした主な要因について質問があり、当局より、「心身障害者医療費助成分１５万円の増額補正については、心身障害者の１人当たりの医療費が１０月支払い時点での月平均を前年度比較すると、平成３０年度では８０万１，０００円であったが、令和元年度では８１万４，０００円と、少し増加している傾向から、１５万円の増額を見込んだ。次に、重度心身障害者医療助成分１４０万円の増額補正では、重度心身障害者の１人当たりの医療費が、１０月支払い時点での月平均では、平成３０年度４０万円だが、令和元年度では５１万円と、約１１万円の増となっていることから、１４０万円の増額を見込んでいる。次に、子ども医療費助成分８５万円の増額補正では、子どもの受給対象者を前年度と比較すると、平成３０年度９４３人、令和元年度９５４人と、１１人増加している。また、今年度の８月診療分から就学前の医療費助成方法を償還払いから現物給付化としたことで、当初予算では、県が見込んだ伸び率１．１３８９倍で見込んでいたが、現状ではおよそ１．２倍の伸びとなっているため、８５万円の増額をお願いした」との回答がありました。

続いて、委員より、児童措置費 節１９負担金補助及び交付金の補正に

についての質問があり、当局より、「今回補正をお願いする額 367 万円については、保育所等運営費補助金の増加に伴うもので、公定価格外の保育に取り組む保育施設に対する補助金で、延長保育、一時預かり、病児保育、保育体制強化、保育補助者雇い上げ強化、障害児保育等の事業がある。その中の保育体制強化事業では、保育士の負担軽減のため、補助員を保育所からの申し出により予算化していたが、募集の結果、人材が見つからず、減額をお願いするものである。また、障害児保育において、障害児 2 名に加配保育士 2 名と予算計上していたが、実績では障害児 4 名に加配保育士 6 名となり、加配保育士に係る費用につき増額の補正をお願いするものである。通常障害児の受け入れについて、他の市町村では県補助だけでは加配保育士の費用を賄うことができないため、公立の保育所等で受け入れしているが、川西町では公立の保育所等がないため、何らかの障害のある児童にも保育を提供できるように、県補助金も仰ぎながら、町もある程度負担し、補助するよう定めている」との回答がありました。

委員より、住民健康管理システムについて質問があり、当局より、「母子保健情報利活用に係るシステム改修は、国が推進するデータヘルス時代の母子保健情報の利活用に係る情報システム改修事業として、乳幼児健診の受診の有無等の電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれる仕組みや、マイナポータルを活用し、子ども時代に受ける健診、妊婦健診、予防接種等の個人情報を一元的に確認できる仕組みを構築するための改修である。歳入は、国庫補助金基準額 119 万 1,000 円の 3 分の 2 となっている」との回答がありました。

続いて、委員より、「国の推進する事業であるのに、基準額の 3 分の 2 と実際にかかる費用の差額が大きい理由は」との質問があり、当局より、「実際に必要な費用と国庫補助金基準額を比べると、必要な費用が大きくなっている理由としては、国の基準が政令指定都市、中核・特別区、人口 5 万人以上、人口 5 万人未満と大まかに区分されているため、大都市も町も基本となるシステム改修に係る業務が大きく変わることがないための差であると考えている。少しでも人口区分による差をなくせるよう、本町の基幹システムについては、7 市町による共同調達でこのような差額を最小化して運用している。住民健康管理システムについては、導入当初に国の委嘱事業による導入費用の全額負担で田原本町と本町での運用となっており、今回の改修においても 7 市町で共同の検討も行ったが、各市町でそれぞれの事情があり、現行システムの改修継続による運用となった。また、共同で運用しても、システムに関係する業務についてはそれぞれの市町に出向いての業務となり、SE 費用などの必要経費については市町村の規模にかかわらず発生するので、人口区分による差は出るものと考えている」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第 46 号、令和元年度川西町一般会計補

正予算（第３回）については、承認いたしました。

続いて、議案第４７号、令和元年度川西町国民健康保険特別会計補正予算（第１回）についてであります。

委員より、「総務管理費の電算委託料で、システム改修の内容について」との質問があり、当局より、「ここには２つのシステム改修を計上している。まず１つ目は、在留資格関係システム改修費用６６万８,０００円で、こちらは住基情報にある外国人の在留資格・在留期間の情報を国保情報集約システムに転送するための改修費用となる。次に２つ目としては、オンライン資格システム改修費用として２８万８,０００円で、このシステム改修では、現在の被保険者証は世帯単位での管理となっているが、被保険者証番号に枝番を付番することにより個人単位の管理ができるようにするためのシステム改修である。また、同時に、国保中央会にある中間サーバーとのデータ連携を可能とし、オンラインによる資格の確認が行えるようシステム改修ものである。また、この改修費用については、全額補助金の対象となる」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第４７号、令和元年度川西町国民健康保険特別会計補正予算（第１回）についてを承認いたしました。

次に、議案第４８号、令和元年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第３回）については、当初の提案説明のとおり承認いたしました。

続いて、議案第５２号、川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についても、当初の提案説明のとおり承認いたしました。

以上が、当委員会所管の議案に対してなされた質問及び回答であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第１０９条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されんことを望みまして、厚生委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

議長（伊藤彰夫君） 以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤彰夫君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

１２番 芝和也君。

１２番議員（芝 和也君） １２番 芝和也です。それでは、ただいま総務・建設経済委員会並びに厚生委員会の両常任委員長から報告がありました議案第４６号から議案第５５号までの１０議案に対する討論を行います。

態度表明としましては、いずれの議案につきましても賛成するものがあります。

一般会計、特別会計とも、必要な所要の補正予算の計上であり、各種事業の執行に資するものと判断いたします。ただ、人件費の時間外手当の追加補正に関しまして議論を重ねている問題ですが、全体の奉仕者たる公務員である本町職員の配置に関しては、単純にコストパフォーマンス的に評価することは難しい側面が職務上生じますし、一定の人員配置には余力を持たせる必要があると存じます。住民要求をいかに施策に取り入れ、実りある取り組みにしていくかは、どれだけニーズを掌握できるかにかかっていますので、筒いっぱいでは、この辺をきちんと捕捉するには難しい側面も出てきかねません。

視点として持っておくことは否定はしませんが、コストにとらわれ過ぎては、全体の奉仕者としての役割を担い切れませんので、そこら辺のバランスは難しいものがありますが、マンパワーはあっても困りませんので、念頭に置かれて采配されることを申し添えるものであります。

また、農政として町内に新たな農業振興ゾーンを設け、担い手の育成への手だてとする方向性は見られますが、工業ゾーン並みの能動的な取り組みなしには、この分野の振興は厳しいものがあると存じます。本町にふさわしい取り組みはいかに。これは、大いに勉強する必要があります。本町と存じますが、鋭意努力を重ねられんことを求めるものであります。

次に、条例関係です。この中の企業立地促進条例の全部改正であります。従来のもので企業誘致するに当たって、世間の立地促進条例の状況に合わせるべく、奨励策のレベルの引き上げを図るものであり、これによって、よそとの比較で引けをとることがなくなりますので、策としては功を奏し、立地に寄与することを願うものであります。地域経済並びに町内の各種取り組みの活性化に向けては、本条例の対象となる一定の規模を有する企業のみでは決してありません。なりわいとして日々商売を営まれている方々においても、地域経済への貢献は同様に行っていることは間違いありません。新たに起業されることはもちろん、従業員の雇い入れ、設備投資等々、規模の大小の違いはありますが、その貢献は同じでありますので、本条例同様に、個人事業主も含めてそれらが対象となる、こうした奨励策の制度化を引き続き求めるものであります。

以上、今般の補正予算並びに条例改定が本町住民の暮らしに資する取り組みとして生かされんことを念願し、いずれの議案も賛成するものであります。

議長（伊藤彰夫君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤彰夫君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、こ

れより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第４６号、令和元年度川西町一般会計補正予算についてから、議案第５５号、定住自立圏の形成に関する協定書の一部変更についてまでを一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤彰夫君） 異議なしと認め、一括採決することに決しました。
お諮りいたします。

議案第４６号から議案第５５号までについて、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（伊藤彰夫君） 賛成全員により、各案件は、原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第２２条の規定により、議案第５６号、令和元年度川西町一般会計補正予算について、議案第５７号、令和元年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第５８号、令和元年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、議案第５９号、令和元年度川西町水道事業会計補正予算について、議案第６０号、川西町印鑑条例の一部改正について、議案第６１号、一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、議案第６２号、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例並びに特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての７議案を追加議案としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤彰夫君） 異議なしと認め、日程第２から日程第８に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。

日程第２、議案第５６号、令和元年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第８、議案第６２号、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例並びに特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまでの７議案を一括上程したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤彰夫君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町長（竹村匡正君） それでは、今議会に追加して審議をお願いいたします議案の提案要旨について御説明いたします。

議案第 56 号、令和元年度川西町一般会計補正予算について、議案第 57 号、令和元年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第 58 号、令和元年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、議案第 59 号、令和元年度川西町水道事業会計補正予算について、議案第 60 号、川西町印鑑条例の一部改正について、議案第 61 号、一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、議案第 62 号、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例並びに特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての 7 議案につきまして御説明申し上げます。

このうち、議案第 56 号から 59 号及び 61 号、62 号の 6 議案については、一括して御説明申し上げます。

これらは、主に公務員と民間の給与との均衡を目的とした人事院勧告に基づく給与改定による人件費の増額補正及び条例改正でございます。去る 11 月 15 日に、国家公務員に係る給与法の改正が可決・成立したため、今議会に追加提案させていただきました。

給与の改定内容についてでございますが、主なものとして、一般職の若年層の職員の月例給を、高卒の初任給は 2,000 円、大卒の初任給は 1,500 円、また、30 代半ばまでの月例給も適宜引き上げるなど、本年 4 月にさかのぼって改定するものでございます。また、賞与の勤勉手当に係る支給月数につきましても、議会議員、特別職及び一般職ともに、令和元年度 12 月期分について 0.05 カ月分の引き上げ、令和 2 年度については、6 月・12 月期の支給月数を均等化する改定となります。

これらの給与改定によりまして、議会議員、特別職、一般職の給与に関する条例を改正し、一般並びに国保及び介護特別会計、水道事業会計において人件費の増額をお願いするものですが、この人件費の増額以外に、現在の職員配置状況等による年間執行見込額に基づく人件費の変更もあわせてお願いするものでございます。

この結果、一般会計においては、人件費については 985 万円減らし、その分の財源の減債基金への積み立てをお願いするものでございます。

また、国民健康保険特別会計においては、人件費 543 万 3,000 円の増をお願いし、介護保険事業勘定特別会計においては、人件費 179 万円の減、そして、水道事業会計においても人件費 56 万 9,000 円の増をお願いするものでございます。

以上によりまして、一般会計につきましては予算総額は変わらず、59 億 2,309 万 4,000 円、国民健康保険特別会計につきましては、10 億 613 万 4,000 円、介護保険事業勘定特別会計につきましては、9 億 1,539 万 4,000 円、水道事業会計につきましては、収益的支出 第 1 款水道事業費用は 5 億 6,184 万 9,000 円となるものでございます。

次に、議案番号は前後しますが、議案第60号、川西町印鑑条例の一部改正についてでございます。

2枚目、「条例の概要」をお開き願います。

総務省通知の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するもので、成年被後見人であることを印鑑登録の登録資格から一律に排除する現行規定を、必要な能力の有無から判断する規定、個別審査規定に変更するものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（伊藤彰夫君） 説明が終わりましたので、ただいまより審議に入ります。

質疑ございませんか。

芝和也君。

12番議員（芝和也君） 12番 芝和也です。それでは、ただいまの追加議案のうち、人勧によります給与等の調整、その関係について関連する議案をお伺いいたします。

まず、今年の人勧ですけれども、8月7日に出まして、法律化したのが、先ほど町長が言われたように11月ということであります。この人勧では、6点にわたって述べておられます。1点目は、国家公務員の給与の勧告をしたということ、2点目は、町長の説明にもありましたけれども、初任給及び若年層について俸給月額を引き上げることとしたことと、特別給、ボーナスなどですけれども、これを年間4.5カ月に引き上げること、3点目については、住宅手当、こちらのほうも民間事業者に準じた形で手当額の上限を引き上げるといような改定、そして4点目は、公務員の職場、これが全職員が活躍できるように、いろんな側面から、ハラスメント等も含めて諸課題の改善に引き続き取り組みを進めていくということ、そして5点目においては、公務員に対する国民の信頼を損なうような事態が続いていることは極めて遺憾であり、日々職務に真摯に取り組み、的確に責任を果たしていただくようお願い、綱紀に関するような指摘、そして6点目に、「人勧制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、国家公務員の適正な処遇を確保しようとするものです」ということで、6点にわたって人事院勧告されたところであります。

本町一般職員の給与基準は、この人勧を基準として、それに照らして実施するということです。それはそれで一定の基準ということにはなと思いますが、特別職がこれに準じるという必要性についてでありますけれども、今紹介しました人事院勧告のどこにも、議会議員、特別職に対しての勧告はありませんので、この辺、特別職の今般で言いますとボーナスの支給月数の引き上げ率0.05カ月のアップに準じるという

ことなんですけれども、これは、その必要性について、我々議会議員、町長ら常勤特別職の皆さんの処遇についてどうお考えか。準じる必要性についてお聞きしたいと存じます。

加えて、引き上げなあかんという場合は、やはり報酬審議会等にかけて、きちんと手続をとっていくということになると思いますけれども、その辺の認識は、町長はいかがでありますでしょうか。

それから、人勧の5点目でも指摘がありましたように、職員綱紀の粛正に関するようなことでありますけれども、信頼を損なうような事態は決して起こってはなりませんし、本町職員においても、先般、不起訴という形にはなりましたが、一定そういった綱紀に関する部分については、本町職員に対してもきちんとした姿勢を、町長としても一定見解を示しておくべきものというふうに存じます。

そこら辺、人勧でも指摘がありますので、そういった職員の綱紀粛正に関しての町長の考えをお聞きしておきたいと存じます。

以上です。

議 長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） まず、1つ目、特別職の今回の給与の改定が、一般職に準じて行う必要があるのかどうかという趣旨の質問だったかと思います。

これまでも、特別職並びに議会議員の給与の改定につきましては、一般職に準じて人勧に基づき対応を行ってきておりましたので、今回についても人勧に基づき対応させていただきたいと考えております。

これに関しまして、次の質問で、審議会に諮る必要はないのかということですが、審議会に諮るのは基本給並びに期末調整手当の支給月数についてでございますので、あくまでも今回の措置は人勧に基づいての上下変動でございますので、諮る必要はないと考えております。

最後の職員の綱紀粛正に関しての意見ということでございますが、私も含めて、地方公務員というのは常に住民から見られている立場でございますので、今後も綱紀粛正、身を正していくことを、私並びに職員に図っていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（伊藤彰夫君） 芝和也君。

12番議員（芝 和也君） 重ねてお伺いいたします。

綱紀粛正については、徹するということでありましたので、それはそれで徹底していただきたいと存じます。

また、人勧準拠の問題でありますけれども、町長も言われましたように、特別職の場合は、給与本体、そして期末手当、この辺を諮るということでもあります。今回も、いわゆる期末手当、ボーナスの部分の支給月数の引き上げ、年間支給月数を0.05カ月引き上げるという、この0.

0.5カ月を一緒にしているということですから、一般職の場合は、改定後は期末・勤勉手当合わせて4.5カ月ですか、町長ら特別職の場合は、期末・勤勉手当が3.4カ月、我々議員も3.4カ月ということですので、この支給月数には違いがあるんですけども、年間支給月数が0.05カ月引き上がったから、特別職もそれに準じて0.05カ月引き上げるということですので、そこの人勧準拠という問題であります。町長が言われたように、特別職に関しては、労働基本権の代償という、その労働基本権そのものも当たりませんので、そういう点では報酬審議会できちんと諮って、しかるべき取り組み、しかるべき進め方、取り決め方、そういうことをするべきではないかと思いますが、その辺について重ねてお伺いをしておきます。

それと、この引き上げ率なんですけれども、これで言いましても、今度の人勧で本町職員の給料本体、それから地域手当、それと期末・勤勉手当、これを全部足して1年間で支給される総支給額を職員の人数95人で割って資料を出してもらいましたら、大体平均520万円ぐらいが役場職員の平均年間支給額ということになります。そして、三役の皆さんは報酬審議会で決められていまして、その年間で1,400万円、1,200万円、1,100万円というふうに、町長、副町長、教育長というふうに審議会のほうで決まった報酬に基づいて年間支給されているところであります。

ですから、レベルがもう全然違う状態になっていますし、その辺、我々議員は大体職員の平均のレベルぐらいにいてますけれども、それはそれとして、いわゆるレベルが全然違うもの、労働基本権の問題でも立ち位置が全然違うもの、そういうものが循環に準じて都度合わせていくというのは、やっぱりやり方として——上げるなら上げる、下げるなら下げるで、それはありますけれども、やり方として、基準は一般職員の場合は国家公務員の基準に合わせる、これは一つの基準ですので合うてると思いますけれども、やっぱり人勧というのは、労働基本権が一部制約されている公務員に対する代償措置、補完するための取り組みですので、特別職の場合は、そこはきちんと分けて考えるべきではないかと、かように思いますが、その辺について重ねてお伺いします。

議 長（伊藤彰夫君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） 今回の人勧による給与の改定でございますが、民間の人件費の割合を基本として考えているということで、いわばインフレ率に見合った形での変動だと考えております。

審議会に給与を諮るというのは、あくまでも基本ベースについてだと考えております。今回の人勧の変動というのは、あくまでもそれに対してインフレ率などを加味した、物価の上限を加味した分で対応していると考えておりますので、審議会に諮る必要はないと考えておりますし、

一般職に準じて特別職並びに議員の皆様方の報酬を人勧に準拠するということについても、では、逆に下がったときにどうするんだというときに恣意的な判断が入らないようにするためにも、あくまで一般職に準じて上下対応すべきだと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤彰夫君） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤彰夫君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝和也君。

12番議員（芝 和也君） 12番 芝和也です。それでは、追加上程されました議案第56号から議案第62号までの補正予算案4本、条例案3本についての討論を行います。

態度表明であります。上程案のうち、56号の一般会計補正予算、それから62号の川西町議会議員の議員報酬等に関する条例並びに特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については反対、あとは賛成するものであります。

本日の追加案は、印鑑条例の一部改正を除きまして、今年の人事院勧告に準じて本町職員の給与並びに期末・勤勉手当等の改定を実施するためのもので、その基準はあくまで人勧準拠ということであります。職員の給与基準に関しては、本町独自の人事委員会等の制度も設けておりませんので、これまでから人勧に準拠する形で実施されてきたものであり、引き上げにしても引き下げにしても、基準をここに置くということで実施されているものでありますので、筋は通っているものと存じます。

同時に、我々特別職の期末手当に関しても、支給率を人勧に合わせて実施することも提案されております。そもそも人勧とは、公務員労働者にあつては、労働基本権の一部が制約を受けておりますので、その補完策として人事院が勧告し、公務員労働者の処遇を確保しようとするものであると心得ます。

今般の8月7日の人事院総裁談話におきましても、この点を踏まえて、国民の信頼を損なうことのないよう、全体の奉仕者としての高い倫理観と使命感を持って職務について責任を果たすことを求めているものでありまして、どこを読んでも議会議員や常勤の特別職の期末手当もこれに準じて実施せよとは示されておられません。

そもそも労働基本権なるものは我々特別職にはありませんし、給料等、その処遇については、これまでから報酬審議会等にかけて諮問されてきたものでありますし、特別職の期末手当の支給月数の基準を人勧に便乗することはそぐわないものと判断をするところであります。我々特

別職の処遇については、上げるにせよ下げるにせよ、別途議論し、住民の皆さんの大方の理解と納得の上で、それに応じた額を定めるべきものと心得ますので、今般の一連の提案については、特別職に限っては反対するものであります。

よって、５６号については、特別職の分も含まれておりますので、それを除外することを求めて反対、６２号については、改定の必要なしと判断しますので、反対をいたします。

あとの議案については、いずれも賛成するものであります。

議長（伊藤彰夫君） ほかに討論ありませんか。

堀格君。

４番議員（堀 格君） ４番 堀でございます。今般追加提案されました議案第５６号、令和元年度川西町一般会計補正予算、それから議案第６２号、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例並びに特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまで、各議案につきまして賛成の立場で討論させていただきます。

特に、今、一般会計の議案第５６号と特別職並びに議員の報酬に関する６２号につきまして反対の討論がありましたが、先ほどの町長の回答にありましたように、いわゆる判断基準がないものは、結局、人事院勧告に従って粛々とやるのが一番妥当だと思います。というのは、人事院勧告にしたって、プラスの場合もあれば、マイナスの場合もあり得るわけです。プラスのときに上げなかったら、今度マイナスのときはどないするのか。前に上げたから、今度は下げるのをやめようとか、そういう恣意的な判断がされることになります。判断基準のないものは、一番公正な人事院勧告に従って行っていくというのが一番妥当であると思いますので、賛成といたします。

なお、根本的に、特に我々議員につきましては、川西町内の状況、町内の人口動向、それから他市町村の状況等総合的に考えて、議員の定数並びに議員の報酬の水準については一定の考え方を持つべきであるということについては一言付言をして、賛成討論といたします。

以上です。

議長（伊藤彰夫君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤彰夫君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第５６号、令和元年度川西町一般会計補正予算について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（伊藤彰夫君） 賛成多数により、本案件は、原案どおり可決いた

しました。

お諮りいたします。

議案第 57 号、令和元年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてから、議案第 61 号、一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてまでの 5 議案を一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（伊藤彰夫君） 異議なしと認め、一括採決することに決しました。
お諮りいたします。

議案第 57 から議案第 61 号までについて、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（伊藤彰夫君） 賛成全員により、各案件は、原案どおり可決いたしました。
お諮りいたします。

議案第 62 号、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例並びに特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（伊藤彰夫君） 賛成多数により、本件は、原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

総務・建設経済委員会、厚生委員会及び議会運営委員会並びに駅周辺整備特別委員会、工業ゾーン創出特別委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（伊藤彰夫君） 異議なしと認め、閉会中においても常任委員会及び特別委員会を開催できると決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ議会運営に御理解のある御協力をいただきましたことに、議長として厚くお礼申し上げます。

理事者におかれましては、今後も引き続き厳しい財政環境が予想され

るため、予算の執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。

また、議員各位から出されました御意見なり要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りたいと存ずる次第でございます。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

竹村町長。

町 長（竹村正匡君） 令和元年川西町議会第４回定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

本議会に提出いたしました各議案につきまして慎重に御審議を賜り、全議案につきまして議決いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

審議を通じ議員各位から賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめまして、今後の町政運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。

今年も残すところ１０日余りとなりました。年末に向かいまして、寒さも一段と厳しさを増す時期でもあります。議員各位におかれましては、どうか健康に御留意いただき、御健勝で、よい新年をお迎えいただきますよう御祈念申し上げまして、閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（伊藤彰夫君） これをもちまして、令和元年川西町議会第４回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前１１時０３ 閉会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和元年 1 2 月 2 0 日

川西町議会
議 長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
議案第46号	令和元年度(平成31年度)川西町一般会計補正予算について	12月20日	原案可決
議案第47号	令和元年度(平成31年度)川西町国民健康保険特別会計補正予算について	12月20日	原案可決
議案第48号	令和元年度(平成31年度)川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	12月20日	原案可決
議案第49号	令和元年度(平成31年度)川西町水道事業会計補正予算について	12月20日	原案可決
議案第50号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	12月20日	原案可決
議案第51号	一般職の職員の給与に関する条例及び職員の旅費に関する条例の一部改正について	12月20日	原案可決
議案第52号	川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	12月20日	原案可決
議案第53号	川西町企業立地促進条例の一部改正について	12月20日	原案可決
議案第54号	川西町消防団条例の一部改正について	12月20日	原案可決
議案第55号	定住自立圏の形成に関する協定書の一部変更について	12月20日	原案可決
議案第56号	令和元年度(平成31年度)川西町一般会計補正予算について	12月20日	原案可決
議案第57号	令和元年度(平成31年度)川西町国民健康保険特別会計補正予算について	12月20日	原案可決
議案第58号	令和元年度(平成31年度)川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	12月20日	原案可決
議案第59号	令和元年度(平成31年度)川西町水道事業会計補正予算について	12月20日	原案可決
議案第60号	川西町印鑑条例の一部改正について	12月20日	原案可決
議案第61号	一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	12月20日	原案可決
議案第62号	川西町議会議員の議員報酬等に関する条例並びに特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	12月20日	原案可決

